

第3期
すさみ町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
すさみ町

目次

第1章 計画について.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 統計からみる本町の状況.....	5
2 アンケート結果からみえる現状.....	14
3 前回計画の実施状況.....	22
4 本計画における推計.....	30
5 子育て支援に関する課題まとめ.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
1 計画の基本理念.....	34
2 計画の施策目標.....	35
3 施策目標と施策の体系.....	37
第4章 施策の展開.....	38
基本目標1 みんなで育む子育ての基盤づくり.....	38
基本目標2 健やかな育ちを支える母子保健の充実.....	41
基本目標3 未来を拓く子どもの育ちと学びの保障.....	43
基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援の実現.....	46
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	49
1 教育・保育提供区域の設定.....	49
2 幼児期の教育・保育.....	49
3 地域子ども・子育て支援事業.....	52
第6章 計画の推進.....	60
1 計画の推進主体と連携の強化.....	60
2 計画の進行管理.....	60

第1章 計画について

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

国においては、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度を基盤として、これまでに令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善、地域における子育て支援の充実など、子育て支援の量的拡充と質の向上に向けた取組を進めてきました。令和5年4月には、子ども政策を一元的に推進する「こども家庭庁」が設置され、子どもの視点に立った政策の実現に向けた体制が整備されました。

第3期子ども・子育て支援事業計画では、子どもの権利が尊重され、社会全体で子育てを支える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、質の高い教育・保育の提供や、多様な家族形態に対応した支援の充実、地域における子育てネットワークの強化などが推進されています。

すきみ町（以下「本町」という。）では、令和2年度からの「第2期すきみ町子ども・子育て支援事業計画」（以下「前回計画」という。）に基づき、保育サービスの充実や母子保健・医療の支援体制の強化、地域における子育て支援ネットワークの形成など、総合的な子ども・子育て支援施策を推進してきました。特に、保育料や給食費の無償化などの経済的支援の充実、産後ケア事業の開始や新生児聴覚検査費用助成の新設など、子育て世帯への支援強化に取り組んできました。

しかしながら、本町においては、若年層の流出や少子化の進行、保育所入所の低年齢化など、子育て環境を取り巻く状況は大きく変化しています。また、保育士等の人材確保や小児科専門医の不在、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実など、地域特有の課題への対応も求められています。

このような状況を踏まえ、本町におけるすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりと、安心して子育てができる地域社会の実現を目指し、「第3期すきみ町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画では、デジタル技術の活用による支援の充実や、地域全体で子育てを支える体制の強化など、新たな時代に対応した子育て支援の実現に向けた取組を推進していきます。

(2) 策定にあたっての政策動向

前回計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

児童手当制度の拡充

令和6年10月より、より多くの子育て世帯への支援を充実させるため、児童手当制度が大きく改正されました。所得制限が撤廃され、支給対象が高校生年代まで拡大されるとともに、第3子以降の支給額が月額3万円に増額されました。また、支給回数を年6回とすることで、各家庭のニーズに応じた柔軟な支出が可能となっています。

こども誰でも通園制度の創設

多様な家庭のニーズに応じた柔軟な保育利用を可能にするため、「こども誰でも通園制度」が令和8年度に一般実施される予定です。この制度は、月一定時間の枠内で時間単位など柔軟な通園が可能となる仕組みで、令和7年度から先行して準備が進められる予定です。これにより、様々な就労形態や家庭環境に応じた保育サービスの利用が実現します。

育児支援の強化

少子化対策及び育児世代の就労支援の観点から、令和7年度より育児支援制度が抜本的に強化されます。具体的には、育児休業給付の手取り10割相当への引き上げ、育児時短勤務時の賃金補填制度の新設、育児期間中の国民年金保険料の補償制度の創設などが予定されています。

保育の質的向上と供給体制の整備

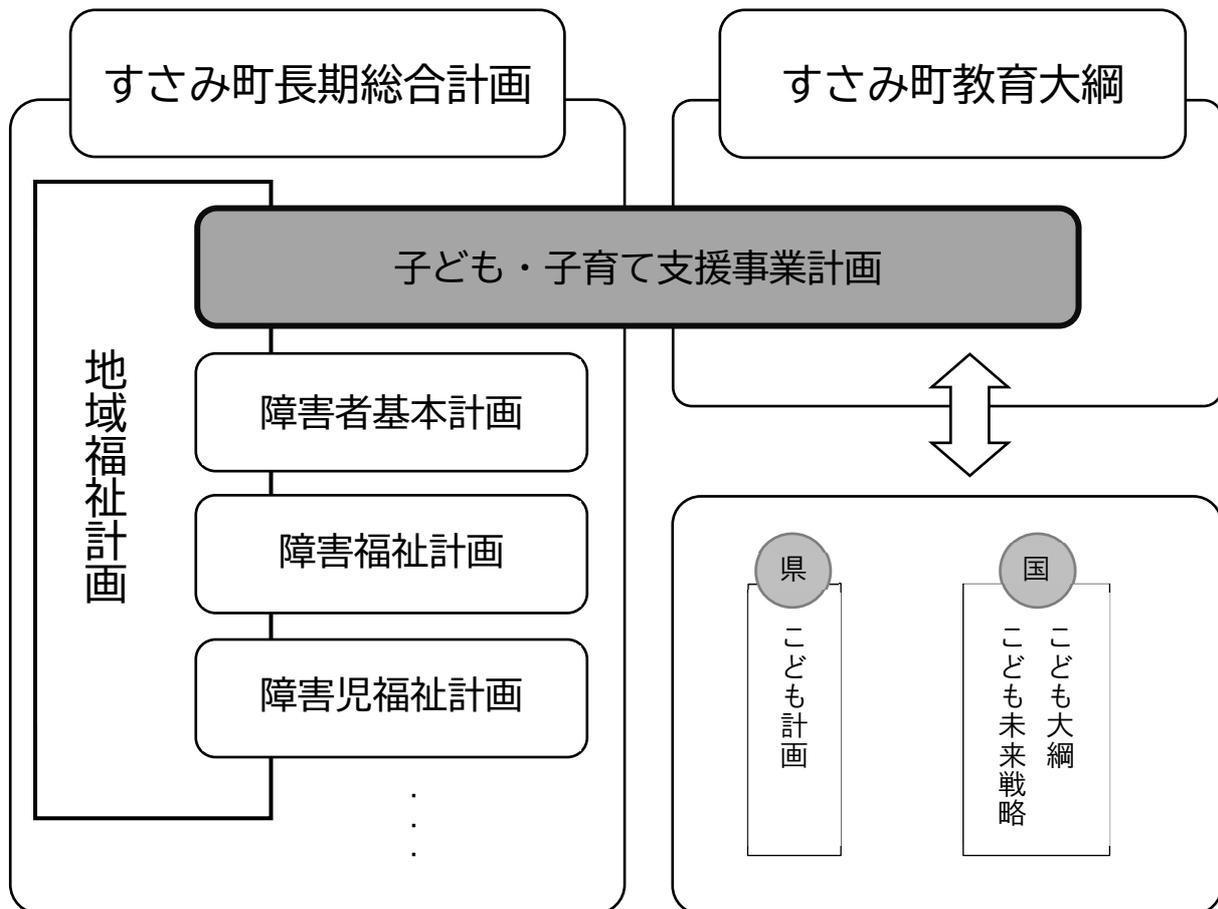
保育サービスのさらなる充実に向けて、保育施設の経営情報の「見える化」を進めるとともに、災害に強い施設整備や地域間の保育供給体制の均衡化を図ります。これにより、すべての子どもが質の高い保育を受けられる環境づくりを推進します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、本町の最上位計画である「長期総合計画」に即した「地域福祉計画」や、「教育大綱」との整合性を図るとともに、「障害者基本法」に基づき障害のある人のための各施策に関する基本的な考え方や方向性を示した「障害者基本計画」を勘案した計画としています。

◆他の計画との関連性



3 計画の対象

本計画で対象とする子どもは、「子ども・子育て支援法」に基づき妊娠期から乳幼児期を経て、18歳となった最初の3月末までの子どもとします。また、事業によっては母親や子どもの保護者、家族、それらを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期すさみ町子ども・子育て支援事業計画					第3期すさみ町子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計からみる本町の状況

(1) 人口の状況

①人口の推移

○人口の推移についてみると、令和2年の3,883人から令和6年には3,552人まで減少しており、5年間で331人減少しています。

○年齢層別にみると、年少人口の0～14歳では、令和2年の302人から令和6年には260人となり、5年間で42人減少しています。特に令和3年から4年にかけて24人減少しており、顕著な減少がみられます。

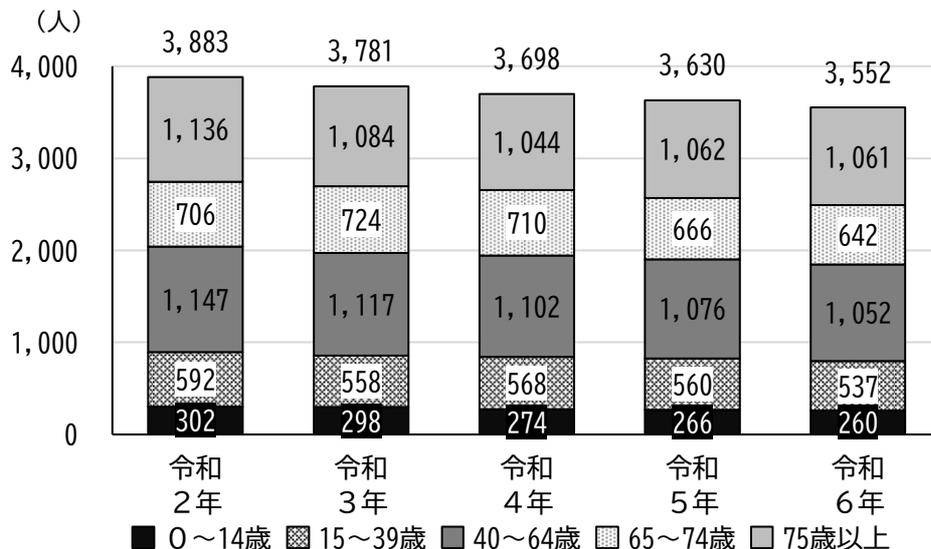
15～39歳では、令和2年の592人から令和6年には537人と、5年間で55人の減少。

40～64歳では、令和2年の1,147人から令和6年には1,052人と、5年間で95人の減少。

65～74歳の前期高齢者では、令和2年の706人から令和6年には642人と、5年間で64人の減少。

75歳以上の後期高齢者では、令和2年の1,136人から令和6年には1,061人と、5年間で75人の減少しています。

◆人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

②人口構造

○人口構造は、「0～14歳」の年少人口の割合は令和2年の7.8%から令和3年に7.9%まで微増したものの、その後減少に転じ、令和6年には7.3%となっています。

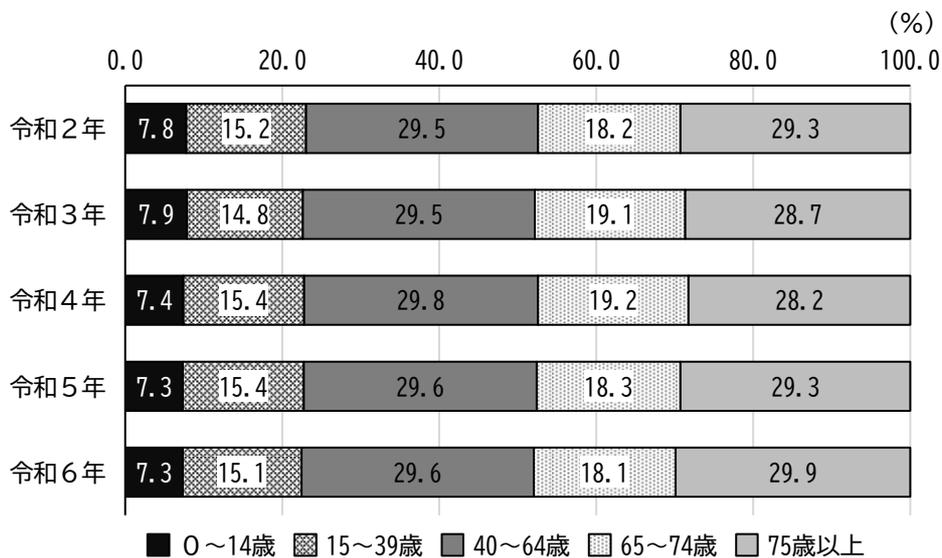
過去5年間で0.5ポイントの減少となっており、少子化傾向が継続しています。

○「15～39歳」の若年層では、令和2年の15.2%から令和3年には14.8%まで低下しましたが、令和4年に15.4%まで回復し、令和6年は15.1%となっています。

全体として横ばい傾向にありますが、わずかながら減少傾向となっています。

○人口構造全体をみると、年少人口と若年層の割合が減少傾向、後期高齢者の割合が増加傾向で推移しており、少子高齢化が着実に進行していることがわかります。

◆人口構造の推移

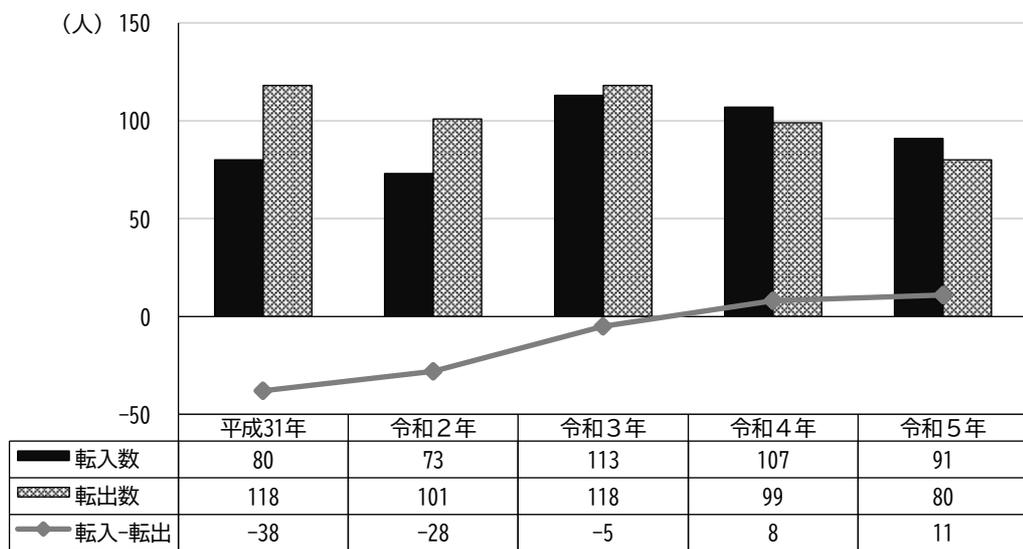


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

③転入数、転出数の状況

- 本町の過去5年間の転出入状況をみると、平成31年には転出数118人、転入数80人で38人の転出超過でしたが、その後転出超過は縮小傾向となり、令和3年には5人の転出超過まで改善しています。令和4年からは転入超過に転じ、令和4年は8人、令和5年は11人の転入超過となっており、人口の社会動態は改善傾向にあります。
- 特に令和3年以降は転入数が90人以上で推移する一方、転出数は令和3年の118人から令和5年には80人まで減少しています。

◆転入数と転出数の推移

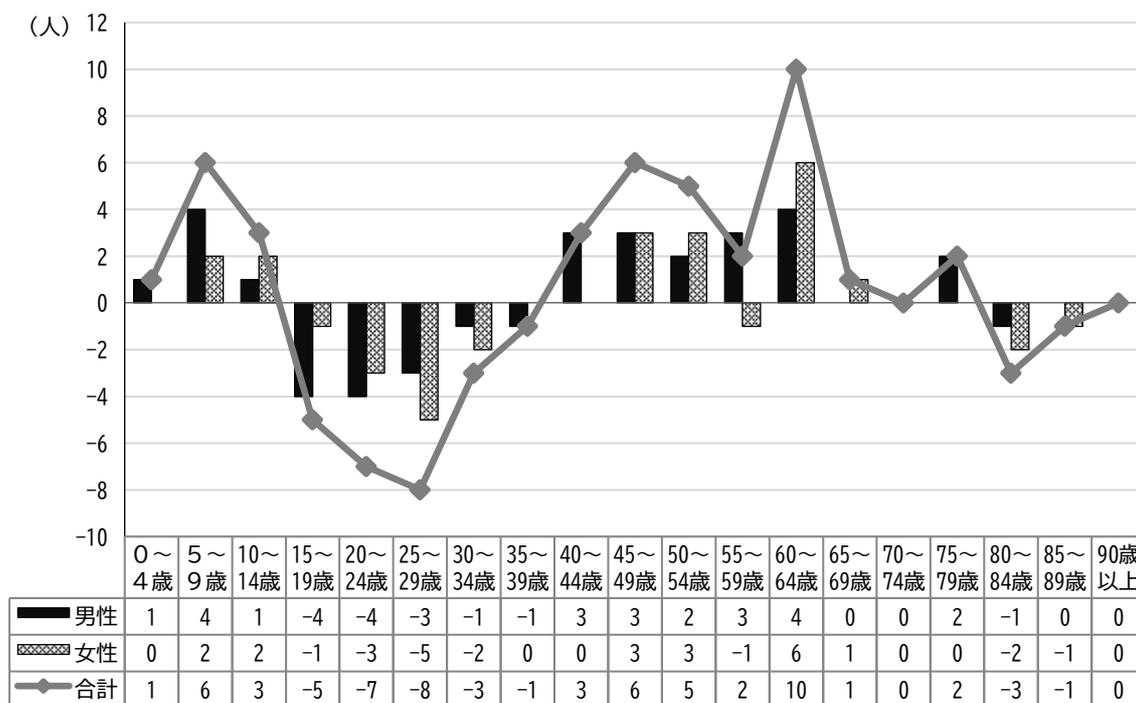


資料：国勢調査

④社会移動の状況

- 令和5年の社会移動の変化について、年齢層別にみると、15～29歳の若年層で大きな転出超過がみられ、特に20～24歳では7人減、25～29歳では8人減と、顕著な転出超過となっています。
この年齢層の転出は進学や就職に関連している可能性が高いと考えられます。
- 0～14歳では、合計10人増の転入超過となっています。特に5～9歳で6人増と顕著な転入超過がみられ、子育て世代の家族での転入がうかがえます。
- 男女別でみると、男性は15～19歳と20～24歳でそれぞれ4人の転出超過をピークに、年齢が上がるにつれて転出超過が縮小し、40歳以上では転入超過に転じています。一方、女性は15～19歳からの転出超過が徐々に拡大し、25～29歳で5人の転出超過のピークを迎えており、若年層の女性で顕著な転出傾向がみられます。

◆年齢層別社会移動



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

⑤児童数の推移

○0歳から17歳の人口推移をみると、令和2年の379人から令和6年には340人まで減少しており、5年間で39人の減少となっています。

○年齢層別でみると、「0歳」では年度により8人から18人と出生数の変動が大きく、近年は減少傾向となっています。

「1・2歳」では、25人から32人の間で推移していますが、令和6年に近年で最も少ない25人となっています。

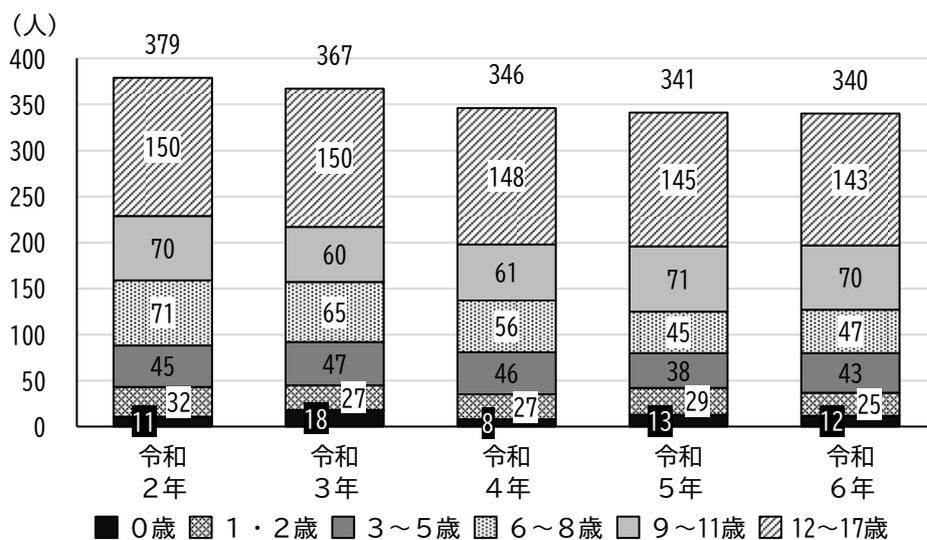
「3～5歳」では令和3年の47人から減少傾向が続きましたが、令和6年は増加に転じ43人となっています。

「6～8歳」では令和2年の71人をピークに減少が続きましたが、令和6年は増加に転じ47人となっています。

「9～11歳」では令和3年に60人まで減少した後、令和5年に70人前後まで回復し現在に至っています。

「12～17歳」では令和2年の150人から緩やかな減少が続き、令和6年は143人となっています。

◆18歳未満の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

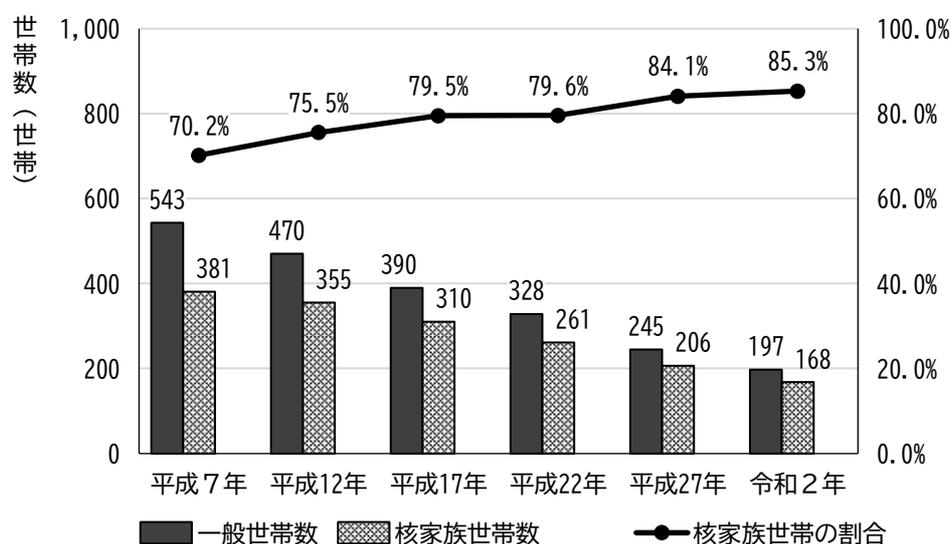
(2) 家庭の状況

① 世帯の状況

○一般世帯数は平成7年の543世帯から令和2年の197世帯まで、約25年間で346世帯減少しています。また、核家族世帯数も同様に、平成7年の381世帯から令和2年の168世帯まで、213世帯減少しています。

○一般世帯数と核家族世帯数はともに減少傾向にあります。核家族世帯の方が高い減少率となっていることから、核家族世帯の割合が上昇しており、平成7年の70.2%から令和2年の85.3%と、この約25年間で核家族世帯の割合は15.1ポイント増加しています。

◆ 18歳未満の世帯員のいる世帯数と核家族世帯の推移



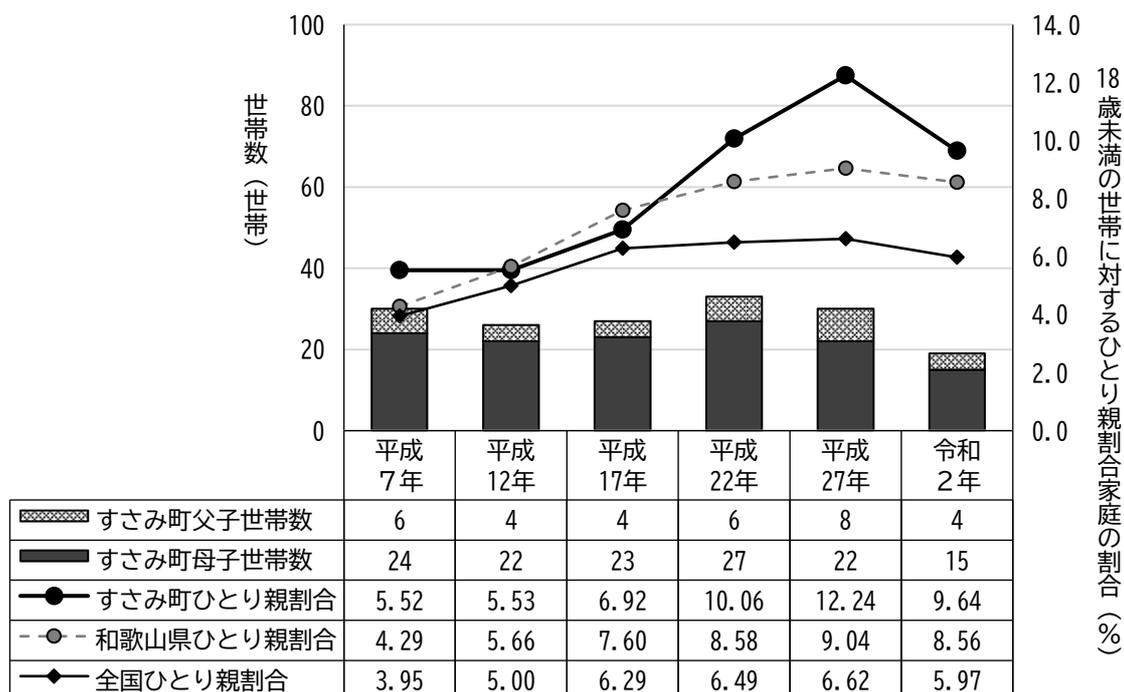
資料：国勢調査

②ひとり親世帯の状況

○本町のひとり親世帯割合は平成7年から平成27年まで増加傾向で推移しており、5.52%から12.24%まで上昇しましたが、令和2年には9.64%に減少しています。

○いずれの年も、本町のひとり親世帯割合は全国平均を上回っており、平成22年以降は和歌山県平均と比較しても高い水準となっています。

◆18歳世帯員のいるひとり親世帯数の推移



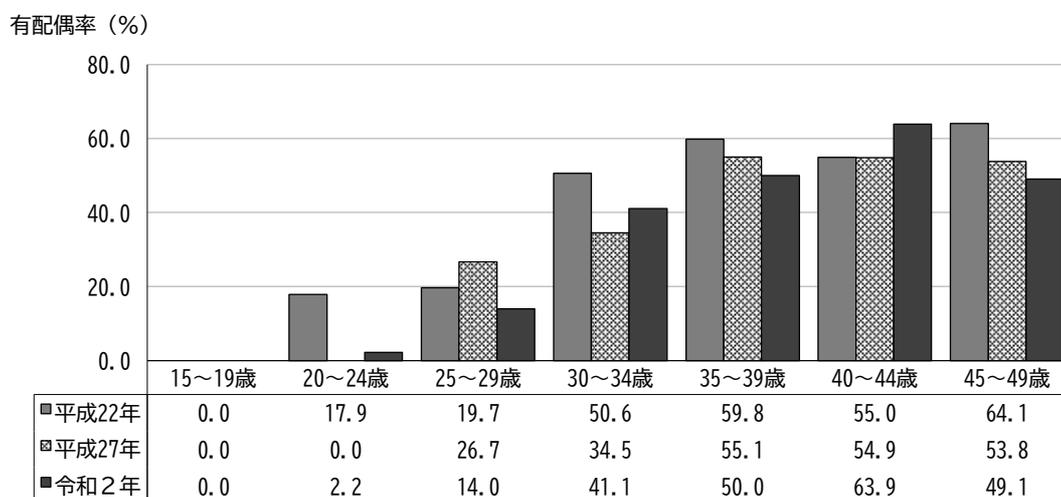
資料：国勢調査

③有配偶率と未婚率の推移

○男女ともに若年層の有配偶率が大きく低下しており、20～24歳では男性が17.9%から2.2%、女性が31.1%から5.7%まで減少しています。25～29歳では、男性が19.7%から14.0%に減少している一方、女性は37～38%台で安定的に推移しています。

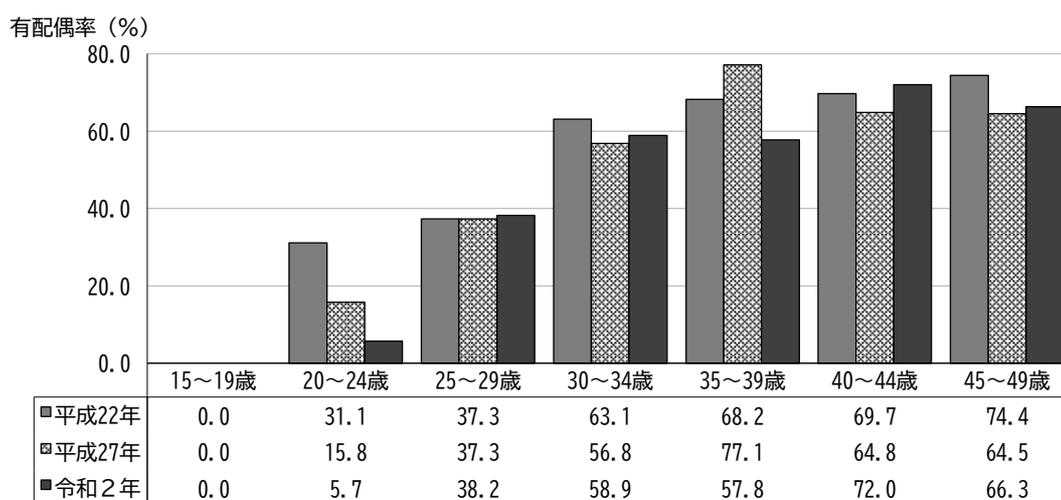
○30歳以上の年齢層では、一般的に女性の方が男性より高い有配偶率となっています。特徴的な動きとして、40～44歳では男女ともに令和2年に上昇がみられ（男性63.9%、女性72.0%）、一方で45～49歳では男女とも低下傾向（男性では64.1%→49.1%、女性では74.4%→66.3%）となっています。

◆男性の有配偶率の推移



資料：国勢調査

◆女性の有配偶率の推移



資料：国勢調査

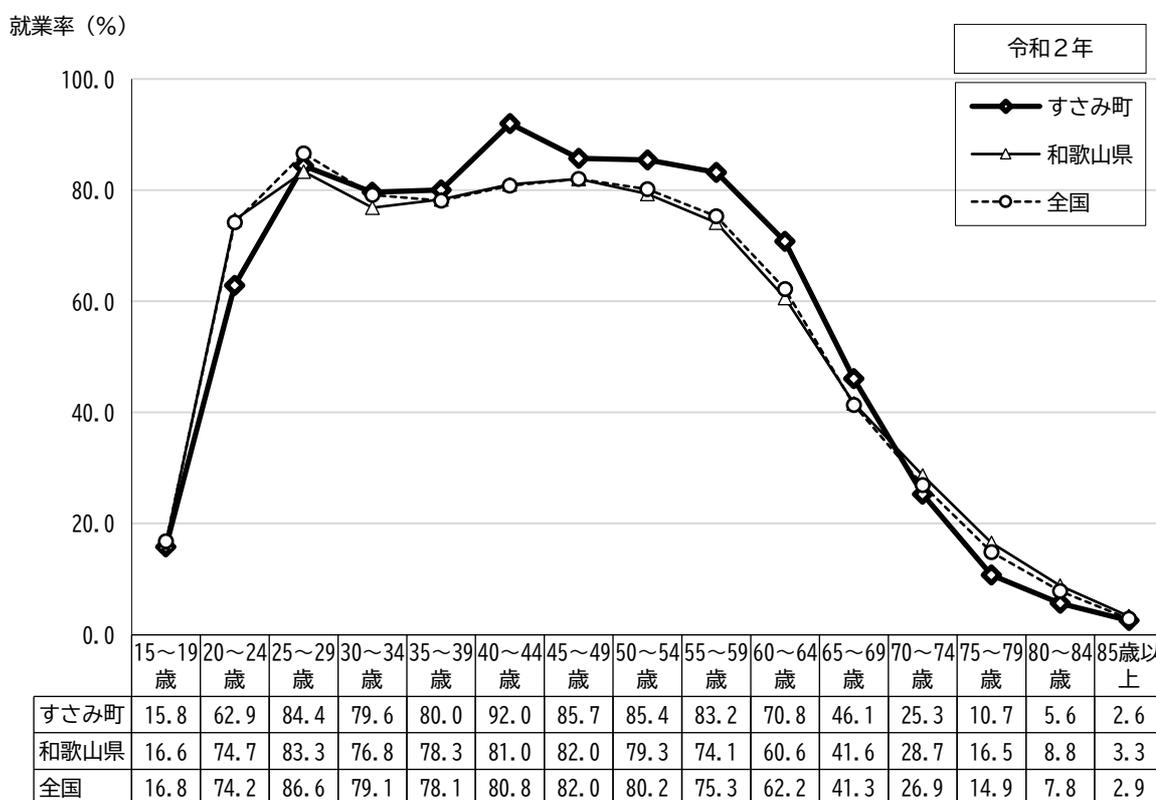
④女性の就労状況

○女性の就業率をみると、25歳未満では国や県下回っていますが、25歳以降は概ね8割以上と高く、25～29歳では84.4%と県の83.3%を上回る水準となり、70歳になるまで、県の水準を上回る就業率となっています。

全国平均と比較すると、30歳以上において全国平均を上回り、県と同様に70歳になるまで、全国平均を上回っています。

○25～44歳女性の就業率は、85.0%と和歌山県の79.8%や全国の80.9%を上回る高い水準にあります。特に40～44歳では92.0%と顕著に高くなっており、子育て期にあたる年齢層においても高い就業率を維持していることがうかがえます。

◆女性の就業率（全国・和歌山県との比較）



資料：国勢調査（令和2年）

◆25～44歳女性の就業率（全国・和歌山県との比較）

	労働力人口	就業者数	就業率
すさみ町	206人	175人	85.0%
和歌山県	81,970人	65,406人	79.8%
全国	11,873,561人	9,606,903人	80.9%

2 アンケート結果からみえる現状

(1) 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：すきみ町内全域
- 調査対象者：本町内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
本町内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：本町在住の対象世帯について全世帯調査
きょうだいがいる場合は各調査票が1通のみ届くように調整
- 調査期間：令和6年9月12日（木）～9月27日（金）
- 調査方法：保育所や学校を通して配布・郵送回収
在宅児は郵送配布・郵送回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	80件	33件	41.3%
小学生児童	84件	40件	47.6%
合計	164件	73件	44.5%

(2) アンケート結果の総括

女性の就労形態の変容

- 就学前児童を持つ母親ではフルタイム就労が28.3%から63.6%へと大幅に増加している一方、小学生の母親ではフルタイム就労が47.4%から45.0%へとやや減少し、パートタイム就労が40.4%から45.0%へと増加しています。
- 子どもの成長段階に応じて母親たちが働き方を柔軟に選択しており、就労形態の多様化が進む中で、各家庭の状況に合わせた働き方をしていることがうかがえます。

子育ての担い手の変化

- 就学前児童・小学生ともに、子育ての担い手は「父母ともに」の割合が前回調査から顕著に増加しており、子育てや教育に関しての相談相手についても「配偶者・パートナー」の割合が増加しています。
- 従来の母親中心の育児から、両親が協働して子育てを行う形態へと確実に移行していることがうかがえます。

世代別の子育て支援体制

- 就学前児童では祖父母からの日常的支援が 47.8%から 48.5%と安定的に維持されている一方、小学生では日常的支援が 54.4%から 40.0%へと減少し、代わりに緊急時支援が 45.6%から 57.5%へと増加しています。
- 子どもの年齢によって必要とされる支援の形態が異なることがうかがえます。

相談体制の発展

- 就学前児童において保育士・学校の先生への相談が 21.4%から 36.7%へと増加し、小学生でも相談相手が「いる/ある」との回答が 93.0%から 95.0%へと増加しています。
- 専門家への相談機会の拡大と、全体的な相談体制の充実が進んでいることがうかがえます。

経済的支援と環境整備のニーズ

- 経済的支援のニーズは就学前児童で 82.6%から 90.9%へと増加しており、小学生でも 77.5%と高い水準を示しています。
- 安心・安全な環境整備についても就学前児童で 81.8%、小学生で 72.5%と高いニーズが示されており、これらが最優先の課題として浮かび上がっています。

情報提供手段の多様化

- 就学前児童の調査結果から、インターネットの利用が 56.5%から 75.8%へと大幅に増加している一方、従来型の広報やパンフレットの利用も 54.3%から 54.5%と安定的に維持されています。
- デジタルと従来型の両方の情報提供手段が補完的な役割を果たしていることがうかがえます。

病児・病後児ケアの実態

- 小学生では、病気で休んだ経験が 80.7%から 67.5%へと減少する一方、母親が休んで対応するケースが 63.0%から 70.4%へと増加しています。病児・病後児保育施設への需要は 40.0%存在するものの、親が休んで対応できることを理由に施設利用を望まない割合が 60.9%となっています。
- 施設整備以上に、親が休暇を取得しやすい職場環境の整備が求められていることがうかがえます。

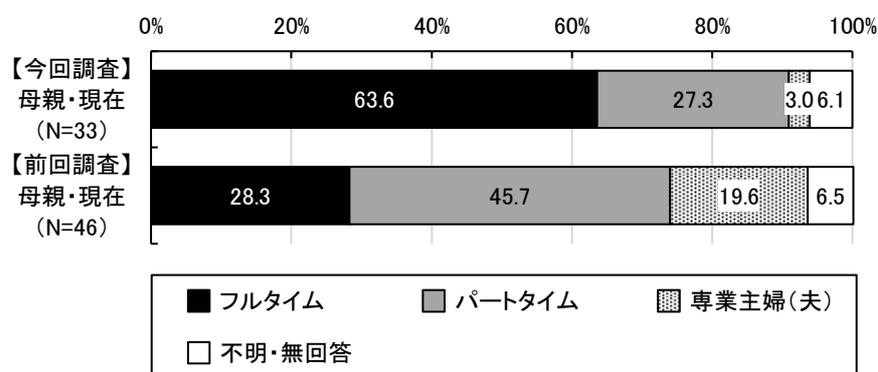
(3) 結果概要

① 母親の就労状況

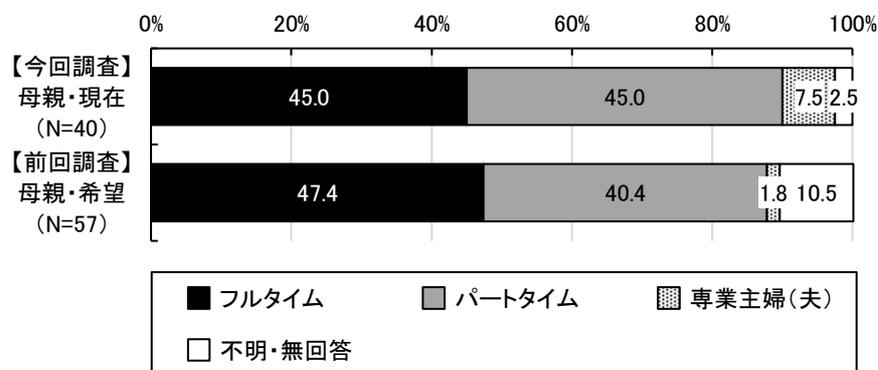
○就学前児童の母親では「フルタイム」が63.6%と最も高く、次いで「パートタイム」が27.3%、「専業主婦（夫）」が3.0%となっています。

○小学生の母親では「フルタイム」「パートタイム」がともに45.0%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）」が7.5%となっています。

◆ 就学前児童・母親の現在の就労状況



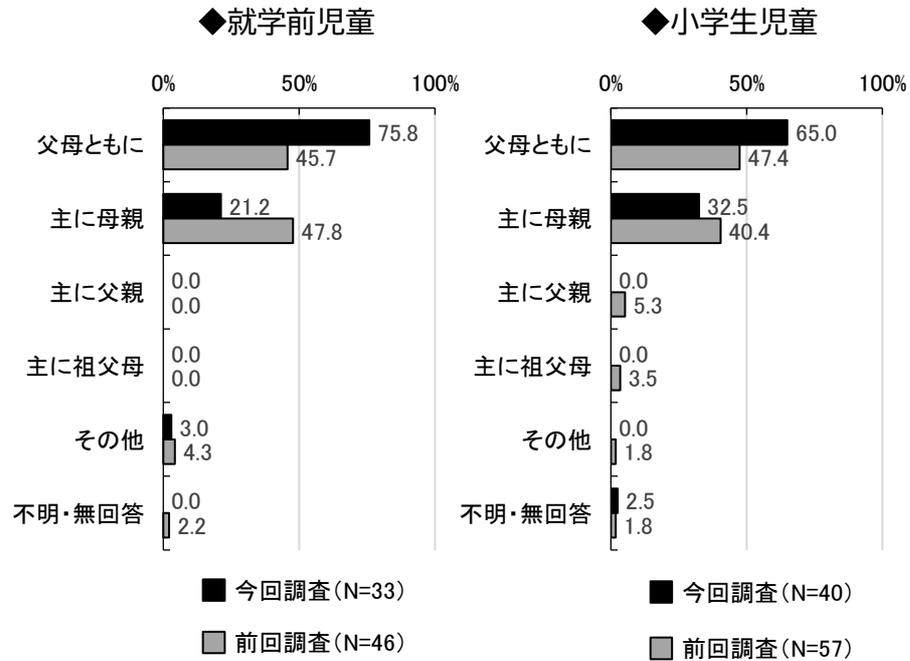
◆ 小学生児童・母親の現在の就労状況



②子育てを主に行っている方

○お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方についてみると、就学前児童では「父母ともに」が75.8%と最も高く、次いで「主に母親」が21.2%、「その他」が3.0%となっています。

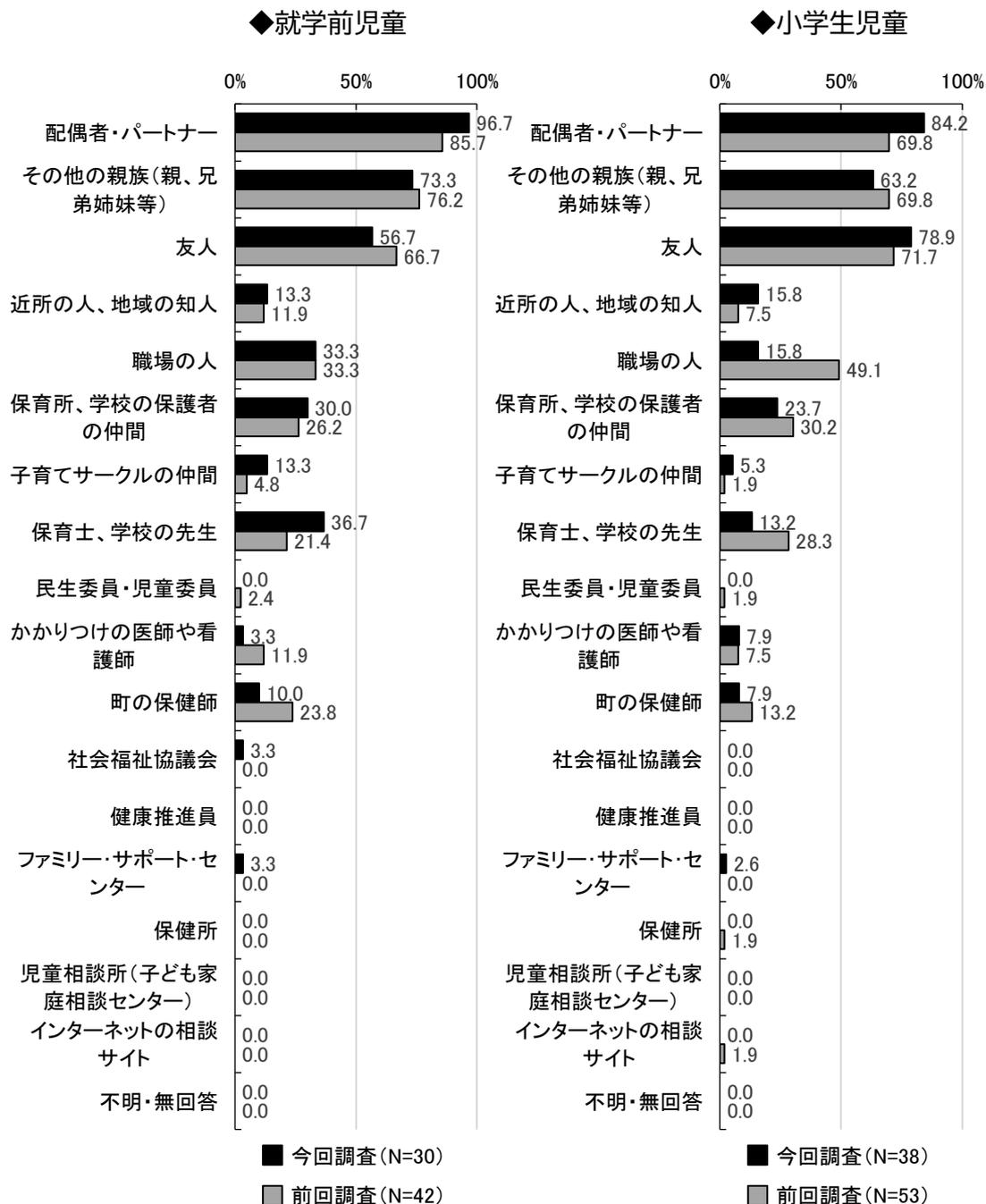
○小学生では「父母ともに」が65.0%と最も高く、次いで「主に母親」が32.5%となっています。



③子育てや教育について相談できる相談先・相談相手

○子育てや教育に関して、気軽に相談できる相談先・相談相手についてみると、就学前児童では「配偶者・パートナー」が96.7%と最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹等）」が73.3%、「友人」が56.7%となっています。

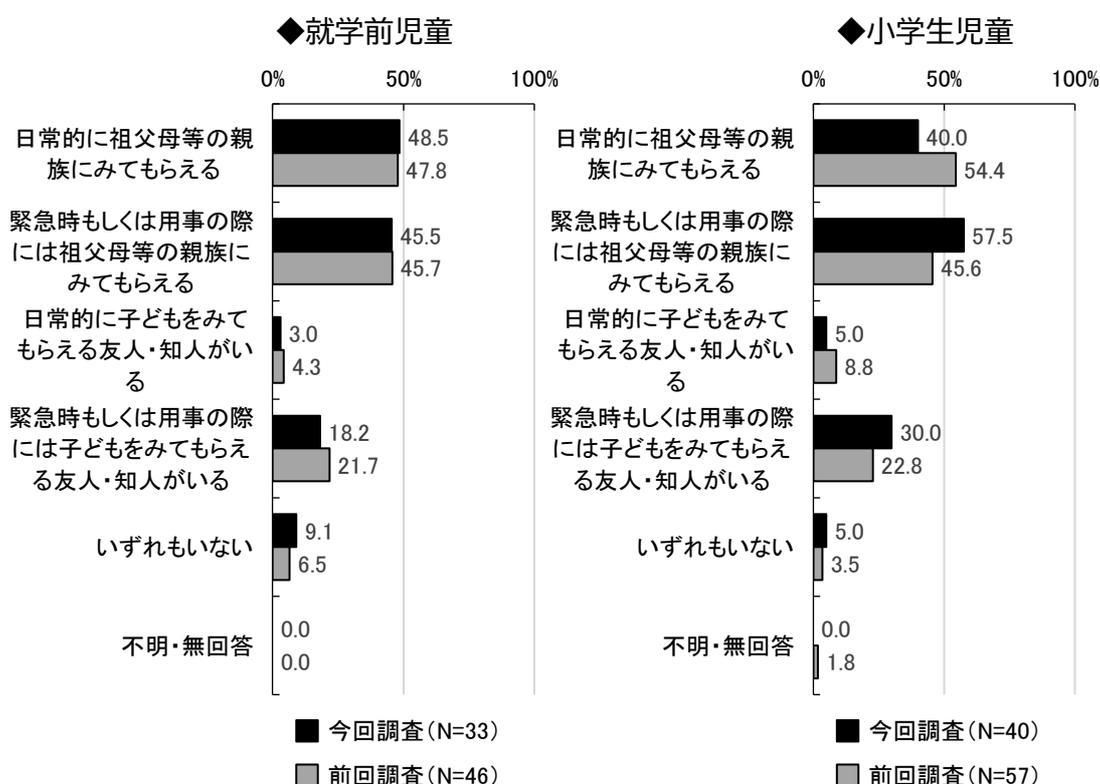
○小学生では「配偶者・パートナー」が84.2%と最も高く、次いで「友人」が78.9%、「その他の親族（親、兄弟姉妹等）」が63.2%となっています。



④日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人

○日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が48.5%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が45.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が18.2%となっています。

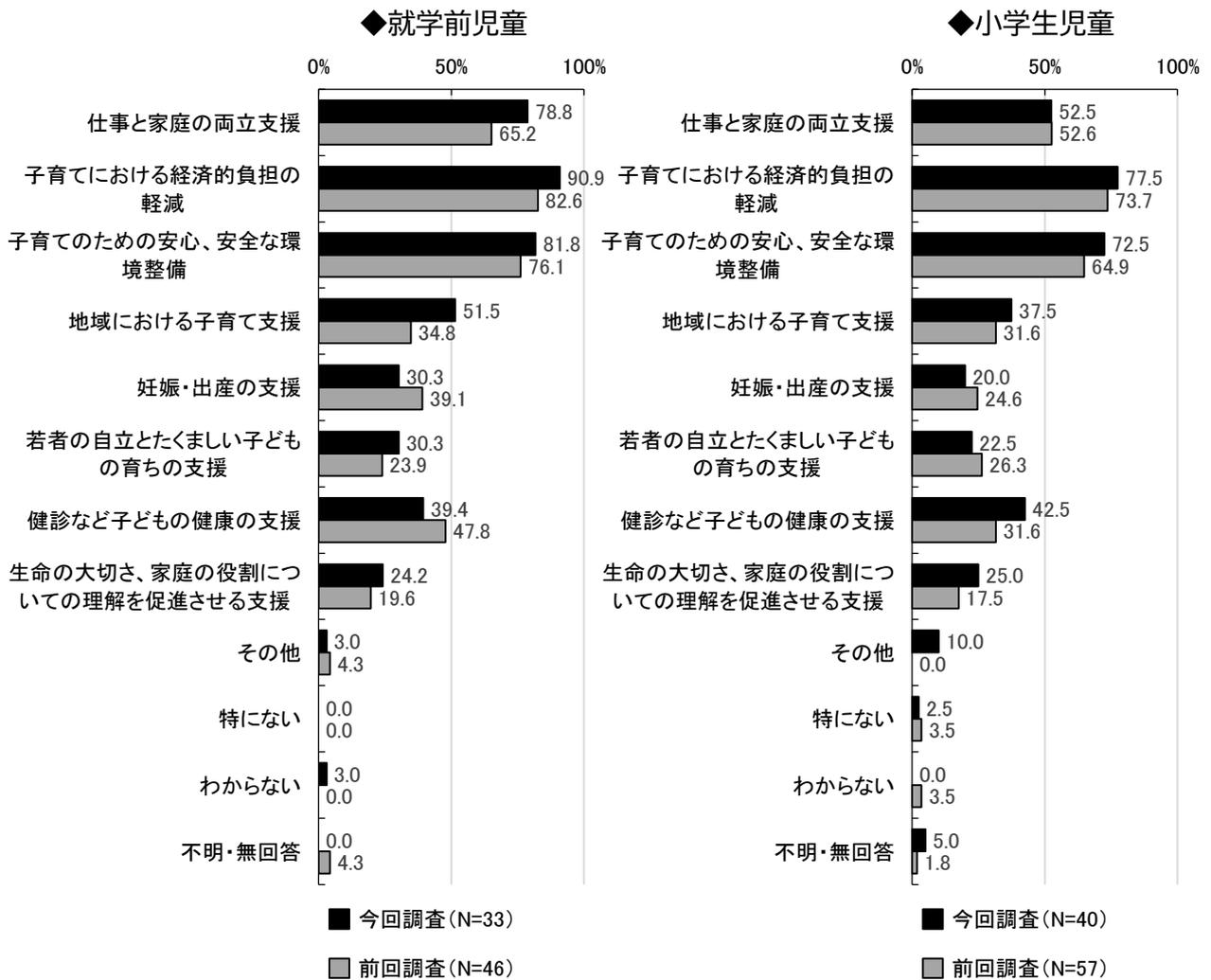
○小学生では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が30.0%となっています。



⑤望ましい子育て支援施策

○望ましい子育て支援施策についてみると、就学前児童では「子育てにおける経済的負担の軽減」が90.9%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が81.8%、「仕事と家庭の両立支援」が78.8%となっています。

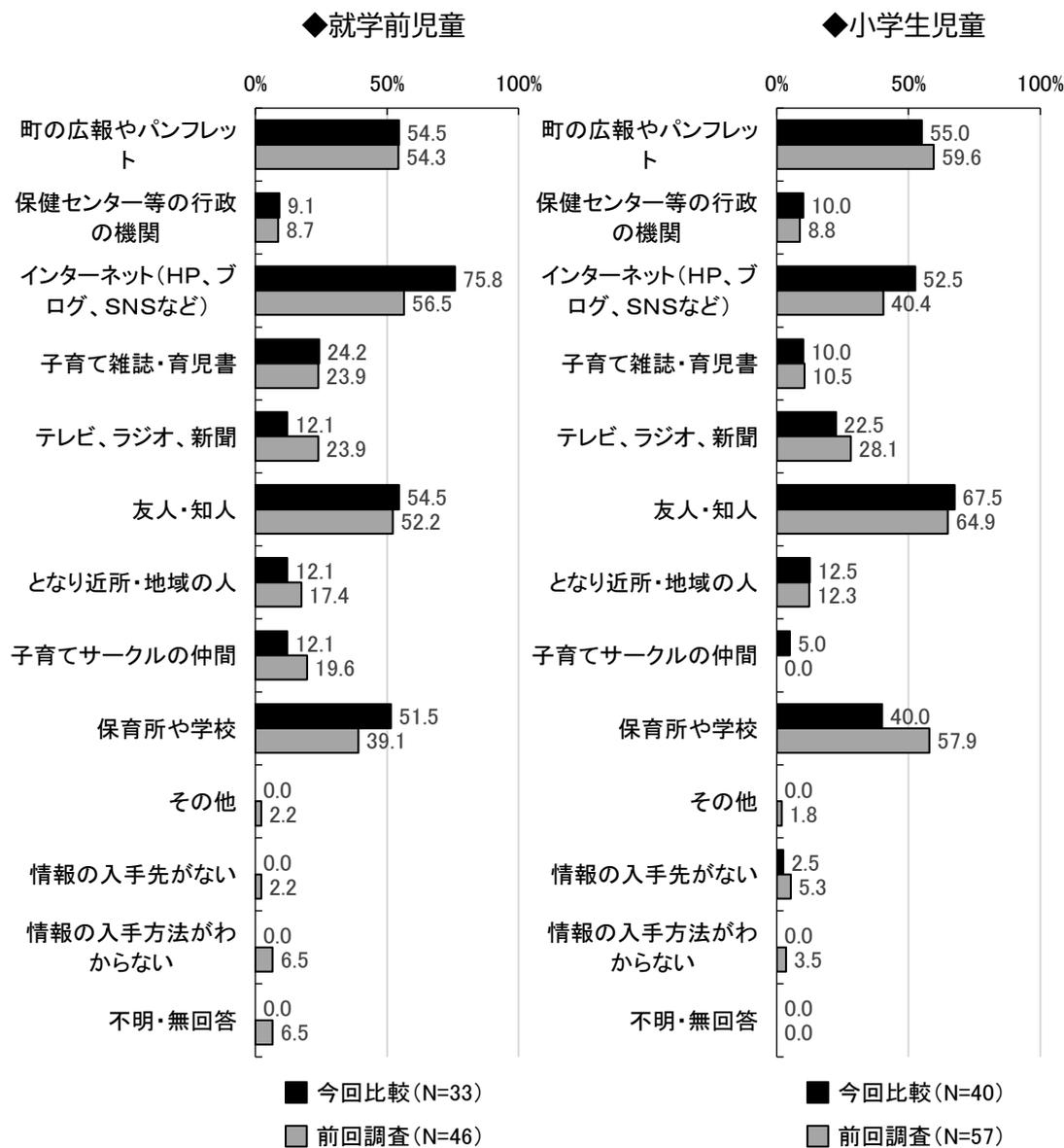
○小学生では「子育てにおける経済的負担の軽減」が77.5%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が72.5%、「仕事と家庭の両立支援」が52.5%となっています。



⑥子育てに必要な情報の入手方法

○子育てに必要な情報の入手方法についてみると、就学前児童では「インターネット（HP、ブログ、SNSなど）」が75.8%と最も高く、次いで「町の広報やパンフレット」「友人・知人」がともに54.5%となっています。

○小学生では「友人・知人」が67.5%と最も高く、次いで「町の広報やパンフレット」が55.0%、「インターネット（HP、ブログ、SNSなど）」が52.5%となっています。



3 前回計画の実施状況

前回計画は「未来にかがやく子どもたち みんなで育てる町 すきみ」の基本理念のもと、①地域で支える子育てのまちづくり、②生きる力を育む、教育・保育の充実、③すべての子どもと親にやさしい育児環境づくりの3つの施策目標を掲げ、施策を展開してきました。

(1) 地域で支える子育てのまちづくり

① 施策の方向性

多様化するニーズに合わせて、柔軟な保育サービスが提供できるよう保護者の就労と育児の両立支援を、家庭、行政、地域の力を結束して充実させていきます。

妊娠から出産、育児の様々なライフステージにおける実態に即したきめ細かな支援サービスを提供します。

子育てと仕事、プライベートの健全なバランスが保たれるよう、行政支援を充実させるとともに、事業所等への理解・啓発を推進します。

② 取組の成果

保育サービスの分野では、将来の児童数やニーズを見据えた受け入れ体制の整備を進め、一時預かり保育や土曜・休日保育など、多様化する保護者ニーズに対応したサービスを提供しています。また、保育料の無償化に加え、給食費の無償化など町独自の経済的支援を実施してきました。

母子保健・医療の分野では、妊婦健診14回分の費用助成を実施し、さらに産婦健診2回分の拡充を行いました。また、こんにちは赤ちゃん訪問や産後ケア事業の実施、1か月児健診や新生児聴覚検査費用助成の新設など、出産後の支援体制を強化してきました。

子育て支援体制については、保育所と小学校の連携推進、放課後児童クラブの充実、地域における子育て支援ネットワークの形成を通じて、切れ目のない支援の実現に取り組んでいます。

③ 取組における課題

教育・保育分野では、保育士等の人材確保と資質向上が継続的な課題となっています。また、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実や、教育と福祉の連携強化も必要とされています。

子育て支援サービスについては、出生数の減少や保育所入所の低年齢化に伴い、育児サークルへの参加者が減少傾向にあります。また、地域の子育て支援の担い手確保も課題となっています。

健康・医療面では、小児科専門医が不在という地域特有の課題があり、3歳半健診以降のう歯数増加への対策も必要とされています。

(2) 生きる力を育む、教育・保育の充実

① 施策の方向性

子どもたちの生きる力を育むため、保育所と小学校の連携を充実させ、「確かな学力」と「健やかな体」「豊かな心」を身につけることができる教育・保育の強化を図ります。

すべての教育のはじまりとなる家庭教育を充実させることで、家族や地域の人とのふれあいを通して、人に対する信頼と豊かな情操、自尊心や自立心、自己肯定感の育成を促します。

② 取組の成果

教育・保育面では、保育所において「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識した環境整備と、読み聞かせボランティアによる定期的な活動を実施してきました。また、「すさみ町保小連携接続推進計画」に基づく連携推進会議を通じて、保育所と小学校との円滑な接続と、きめ細かな学力定着への支援を推進してきました。

子育て支援面では、未就園児を対象とした月2回の育児サークル、住民交流センタープレイルームの開放、多世代交流施設イコラでの居場所づくり、ブックスタート事業などの支援プログラムを展開しています。

地域連携では、母子保健推進員や食生活改善推進員のネットワーク化、民生委員と保育士の連携による育児ボランティアの養成・確保、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施を図ってきました。

③ 取組における課題

母子健康手帳アプリについては周知が十分に進んでおらず、軌道に乗っていない状況です。

また、育児サークルについては、出生数の減少や保育所入所の低年齢化により、参加者が少ない状況となっています。

(3)すべての子どもと親にやさしい育児環境づくり

①施策の方向性

すべての家庭が安心して子育てができる環境づくりを進めます。特に、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、子どもの生まれ育った環境によらず、平等に教育・保育を受けることができる支援を充実させていきます。特に、ひとり親家庭や経済的困窮世帯、障害児のいる世帯、外国につながるのがある世帯等への支援を充実させていきます。

また、親子が安心して生活するための住環境づくり、安心して外出できる地域づくり、道路・交通環境の整備、犯罪や事故被害に遭わない体制の整備等、各種取組を推進します。

②取組の成果

施設・住環境面では、江住支所や避難所などの新規施設へのスロープ設置、既存の庁舎や公民館、学校等の修繕対応を行うとともに、子育て世帯向け住宅の維持管理や修繕等による育児環境の改善に努めています。

安全対策面では、町交通指導員会による交通安全指導や保育所登園時のチャイルドシート着用推進、通学路における転落防止ロープの設置やカーブミラーの修繕などの安全対策を実施しています。また、「きしゅう君の家」の普及や自治会、民生委員、学校、青少年センター等と連携した防犯パトロール活動の実施、通学路や避難路への防犯灯設置支援を行っています。

支援体制では、児童扶養手当受給者への見守り支援員による相談や制度紹介、養育サービス利用料の補助を行うとともに、障害児支援としてホームヘルプサービスや放課後デイサービス、ショートステイ等の福祉サービスを提供しています。また、虐待予防として参加型の予防研修会の実施や要保護児童対策地域協議会を中心とした早期発見・早期対応の体制づくりを進めています。

③取組における課題

子育て世帯向け住宅について、他の管理物件もあり細やかな対応が困難である点が課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、参加体験型の交通安全の取組が実施できていない状況です。

(4) 幼児期の教育・保育の提供状況

1号認定は、本町に幼稚園がないことから、見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

2号認定については、対象人口の100%に近い見込量である46～58人で推移すると見込んでいましたが、実際の3～5歳人口は38～47人程度で推移し、保育利用実績は37～45人の利用となりました。すべての年度で9割以上と高い利用率ではあるものの、人口自体が推計を下回ったことで、見込量との差が生じています。

3号認定（0歳児）については、見込量は4～5人で推移するとの予測に対して、実際の保育利用は3～6人で推移しており、概ね計画通りの推移となっています。

3号認定（1・2歳児）については、見込量は令和2年度の31人から令和6年度の21人へと減少を見込み、8割程度の方が利用すると想定していましたが、対象の人口は25～29人程度で推移し、保育利用実績は17～24人となっています。新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度は6割程度の利用状況でしたが、令和3年度以降は7割以上と安定した利用状況となっています。

◆保育の提供状況

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
量の見込み	0	46	5	31	0	49	4	30	0	58	4	23
実際の利用	0	45	4	20	0	45	6	23	0	45	3	24

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
量の見込み	0	55	4	22	0	52	4	21
実際の利用	0	37	5	22	0	40	5	17

資料：すさみ町教育委員会

(5) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 時間外保育事業（延長保育）

○令和2年度、令和3年度には28人と横ばいでしたが、令和4年度には5人と大幅に減少し、令和5年度には18人と再び増加しています。

地域子ども・子育て支援事業に規定される時間外保育事業は、本町では実施していませんが、本町独自の時間外保育事業を継続して実施しています。

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

○令和2年度の30人から令和5年度の29人とほぼ横ばいの状態となっています。

令和2年度から3年度は利用見込みを下回る実績となっていますが、新型コロナウイルス感染症対策のための自粛や生活様式の変化などが学童保育の利用状況に影響を与えたものと考えられます。

○学年別に分析すると、低学年と高学年で異なる傾向がみられます。低学年は見込み数が実績を上回る年度が多い一方、高学年（特に4年生）では実績が見込みを常に上回っています。

また、令和5年度においては高学年の実績が7人と、見込みの2人を大きく上回っており、高学年における学童保育のニーズが当初の想定よりも高くなっています。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の 見込み	低学年	37	33	27	25
	1年生	15	8	9	11
	2年生	15	14	8	9
	3年生	7	11	10	5
	高学年	2	2	2	2
	4年生	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0
	合計	39	35	29	27
提供 実績	低学年	25	24	25	22
	1年生	7	7	11	9
	2年生	14	9	5	9
	3年生	4	8	9	4
	高学年	5	2	5	7
	4年生	5	1	4	5
	5年生	0	1	1	2
	6年生	0	0	0	0
	合計	30	26	30	29

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

○令和2年度から令和6年度の利用実績はありませんでした。

④地域子育て支援拠点事業（育児サークル等）

○令和2年度には9人回、令和3年度には11人回と増加した後、令和4年度には9人回と減少し、令和5年度には7人回とさらに減少しています。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	41	40	32	31
提供状況	9	11	9	7

※月当たりの延利用回数

⑤一時預かり事業

○令和2年度には7人日、令和3年度には21人日と大幅に増加した後、令和4年度には0人日と利用がなくなり、令和5年度には6人日と再び増加しています。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	34	35	35	33
提供状況	7	21	0	6

※人日：延利用人数

⑥病児保育事業

○令和2年度から令和6年度の利用実績はありませんでした。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

○令和2年度には32人日、令和3年度には16人日と半減した後、令和4年度には2人日とさらに大幅に減少し、令和5年度には14人日と再び増加しています。

なお、地域子ども・子育て支援事業におけるファミリー・サポート・センター事業の数値は就学児の見込み量を算出しているため、以下の数値は参考値です。

単位：人日

未就学児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	62	59	56	55
提供状況	32	16	2	14

※人日：延利用人数

⑧妊婦健診事業

○令和2年度には12人、令和3年度には11人と若干減少した後、令和4年度には16人と増加し、令和5年度には10人と再び減少しています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	21	19	19	17
提供状況	12	11	16	10

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

○令和2年度には19人と最も多く、令和3年度には11人と減少しました。その後、令和4年度には13人、令和5年度には12人と推移しています。

当事業の特徴として、年度末（特に2月～3月）に生まれた乳児への訪問が翌年度の4月以降に実施されるケース等も考えられることから、0歳児人口と合わないことがあります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	14	13	13	12
0歳児人口	11	18	8	13
提供状況	19	11	13	12

⑩養育支援訪問事業

○令和2年度、令和3年度は1人、令和4年度には3人と増加し、令和5年度には1人と再び減少しています。

本事業は令和2年度から始まった新規事業であり、すべての年度において量の見込み（2人）に近い利用状況となっています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	2	2	2	2
提供状況	1	1	3	1

4 本計画における推計

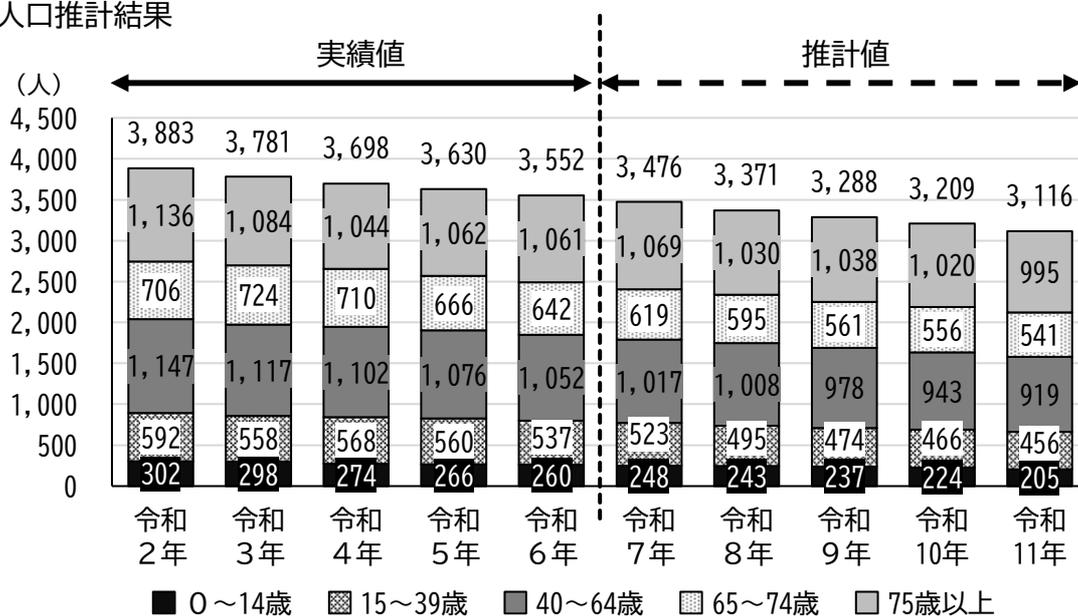
(1)人口の今後の見通し

①人口推計

○人口の推計は、令和6年から令和11年にかけての変化をみると、総人口は3,552人から3,116人まで、436人の減少が見込まれています。

○0～14歳の年少人口割合は、令和6年の7.3%から令和11年には6.6%まで低下する見込みとなっています。

◆人口推計結果



資料：コーホート変化率法による人口推計

◆年少人口（0～14歳）割合の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口割合	7.8%	7.9%	7.4%	7.3%	7.3%	7.1%	7.2%	7.2%	7.0%	6.6%

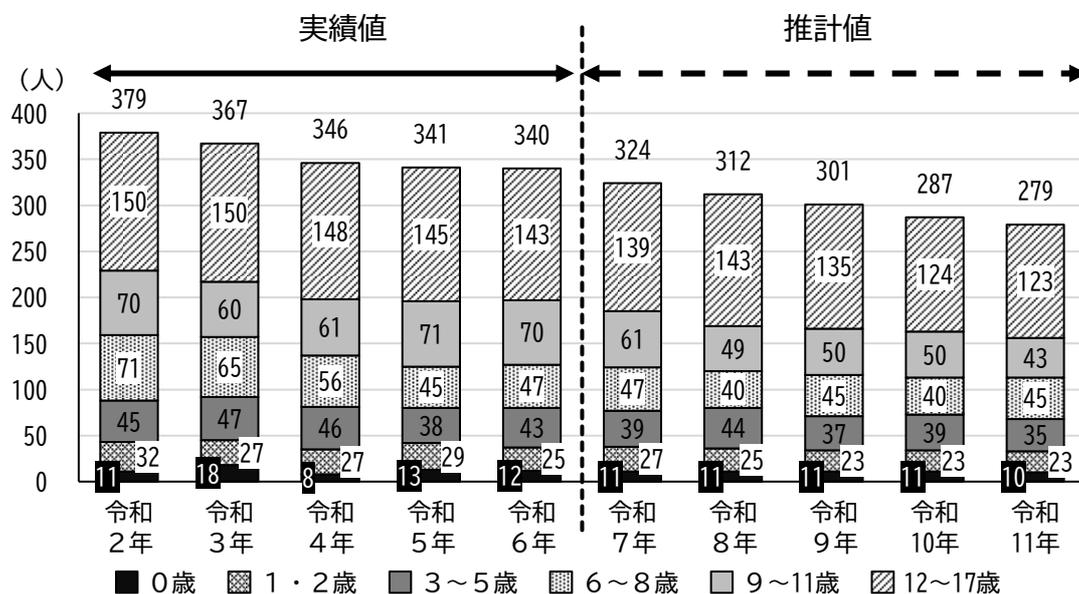
②児童数の推計

○18歳未満人口は令和6年の340人から令和11年の279人と61人の減少が見込まれています。

特に9～11歳で27人、12～17歳で20人と大きな減少が予測される一方、1・2歳と6～8歳の減少は比較的小さくなっています。

また、0歳児数は10～11人程度で推移する見込みとなっており、年少人口の減少傾向が継続することが予測されます。

◆18歳未満人口の人口推計結果



資料：コーホート変化率法による人口推計

5 子育て支援に関する課題まとめ

ニーズ調査やこれまでの取組実績等を踏まえ、課題をとりまとめ、本計画の方向性を定めます。

(1) 若年層の流出と子育て世代の転入

統計データから、本町では20代での転出超過が大きくなっており、特に25～29歳の女性で5人の転出超過が顕著となっています。一方で、5～9歳での6人の転入超過がみられるなど、子育て世代の転入という特徴的な人口移動が確認されています。また、総人口は5年間で331人減少し、特に生産年齢人口である40～64歳での95人減少は、地域社会の構造的な変化を示唆しています。このような人口動態の特徴を踏まえ、子育て世代の転入促進をさらに強化するとともに、若年層の定住促進に向けた取組が求められています。

(2) 多様化する働き方への支援体制整備

アンケート結果から、就学前児童の母親のフルタイム就労が28.3%から63.6%へと大幅に増加する一方、小学生の母親ではパートタイム就労が40.4%から45.0%へと増加しており、子どもの成長段階に応じて就労形態が変化していることがわかります。また、仕事と家庭の両立支援へのニーズは就学前児童で78.8%、小学生で52.5%と高い水準にあり、25～44歳女性の就業率が85.0%と全国平均を上回る中で、多様な働き方に対応できる柔軟な保育サービスの提供体制の整備が必要となっています。

(3) 経済的支援と安全な育児環境の確保

アンケート結果から、子育てにおける経済的負担の軽減へのニーズは就学前児童で90.9%、小学生で77.5%と最も高く、また安心・安全な環境整備についても就学前児童で81.8%、小学生で72.5%と高いニーズが示されています。保育料や給食費の無償化など町独自の経済的支援を実施していますが、さらなる充実が求められています。また、通学路の安全対策や防犯体制の強化など、安全・安心な環境づくりについても、新型コロナウイルスの影響による活動制限がある中で、新たな取組方法の検討が必要となっています。

(4) 専門人材の確保と支援体制の強化

保育士等の人材確保と資質向上が継続的な課題となっているほか、小児科専門医が不在という地域特有の医療課題を抱えています。また、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実や、3歳半健診以降のう歯数増加への対策など、専門的な支援の強化が求められています。さらに、子育て支援の担い手確保も課題となっており、保育・医療・福祉等の各分野における専門人材の確保・育成と、それらが連携した包括的な支援体制の構築が必要です。

(5) 地域全体での子育て支援ネットワークの再構築

核家族世帯の割合が 85.3%まで上昇する中、子育て支援の形も変化しています。アンケート結果から、父母共同の子育ての割合は、就学前児童で 75.8%、小学生でも 65.0%と増加傾向となっています。また、子育てに必要な情報の入手方法についても、インターネット利用が 75.8%と前回調査から 10 ポイント以上増加しています。

一方、従来型の広報等も 5割台と一定の利用があり、多様な手段での情報提供が必要です。このような状況を踏まえ、地域全体で子育てを支える新たなネットワークの構築が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

未来にかがやく子どもたち みんなで育てる町 すさみ

本町は、子育て世帯の転入という新たな変化の兆しがみられる一方で、若年層の流出や人口減少が継続するという課題に直面しています。また、就学前児童の母親のフルタイム就労の大幅な増加など、子育て期の働き方が大きく変化する中で、多様なニーズに対応した支援体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、本計画では前回計画の基本理念を踏襲し、「未来にかがやく子どもたち みんなで育てる町 すさみ」を引き続き掲げることし、切れ目のない母子保健の充実や安心できる保育サービスの提供、地域全体での子育て支援の展開など、包括的な取組を推進します。特に、保育料や給食費の無償化などの経済的支援の充実、通学路の安全対策や防犯体制の強化による安心できる環境づくり、保育・医療・福祉等の各分野における専門人材の確保・育成を重点的に進めます。

核家族化が進む中でも、配偶者・パートナーとの協力による子育ての割合が増加するなど、家庭内の支え合いの基盤が形成されています。この力を活かしながら、インターネットと従来型の広報を組み合わせた効果的な情報提供や、地域住民・関係機関が連携した見守り支援の強化など、新たな支援の仕組みづくりを進めます。

子どもたちは町の宝であり、未来を創る大切な存在です。一人ひとりの子どもが健やかに育ち、子育て世帯が安心して暮らせる町となるよう、すべての町民が「すさみで子どもを育てる」という意識を持ち、地域が一体となって子育てを支える環境づくりを推進します。

2 計画の施策目標

基本目標1 みんなで育む子育ての基盤づくり

児童数の減少傾向を踏まえつつ、保育士の確保と定着支援を強化し、一時預かり保育や緊急一時保育など多様化する保育ニーズに対応した安定的なサービスを提供するとともに、専門職との連携による相談支援体制の充実や保小連携の推進により、質の高い教育・保育環境を実現します。

育児サークル活動や放課後子ども英語教室、子ども支援室での学習指導など、地域全体で子育てを支える多様な支援の展開を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業や子育て用品貸与事業の充実により、きめ細かな支援体制を構築します。

また、子育て世帯向け住宅の整備や通学路の安全確保、公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、保育料や給食費の無償化による経済的負担の軽減を通じて、子育て世帯を総合的に支援します。

基本施策	<ul style="list-style-type: none">・安心の保育サービスの充実・地域で支える子育て支援の輪・子育てにやさしい環境づくり
------	---

基本目標2 健やかな育ちを支える母子保健の充実

妊婦健診・産婦健診の費用助成や通院交通費支援、不妊治療費助成など、妊娠前から出産までの切れ目のない経済的支援を実施するとともに、プレママセミナーの開催や母子手帳アプリの活用により、妊産婦の不安軽減と健康管理を支援します。

3か月児から5歳児までの各種健診の実施や新生児聴覚検査の費用助成、助産師・保健師による全戸訪問など、子どもの健やかな発達を支える体制を充実させるとともに、産後ケア事業の拡充や各種専門職による相談支援の強化により、育児不安の軽減と養育支援を推進します。

また、18歳以下の子どもの医療費助成や予防接種体制の整備、小児救急医療体制の確保を通じて、誰もが安心して医療を受けられる環境を整えるとともに、乳幼児期からの生活習慣病予防や歯科衛生指導の充実により、子どもたちの健康的な生活習慣の確立を支援します。

基本施策	<ul style="list-style-type: none">・切れ目のない母子の健康支援・安心の医療体制の確保
------	--

基本目標3 未来を拓く子どもの育ちと学びの保障

個別指導による基礎学力の定着や地域行事・ボランティア活動を通じた社会性の育成、高等学校通学助成による教育機会の確保など、確かな学力と豊かな心を育む教育環境を整備するとともに、学校運営協議会を中心とした家庭・学校・地域の連携強化を推進します。

食生活改善推進員による食育活動や地域と連携した体験型学習、読み聞かせ活動の充実、多世代交流施設での地域交流など、多様な体験と学びの機会を提供するとともに、スクールカウンセラーの配置や人権教育の推進により、子どもたちの健全な心の発達を支援します。

また、青少年センターを中心とした地域安全情報の共有や「きしゅう君の家」の拡充、地域ぐるみの防犯パトロール活動の実施など、子どもたちの安全を守る体制を強化するとともに、飲酒・喫煙・薬物防止など、健全育成に向けた意識啓発を地域全体で推進します。

基本施策	<ul style="list-style-type: none">・ 確かな学力と豊かな心の育成・ 心豊かな育ちの応援・ みんなで見守る子どもの安全
------	---

基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援の実現

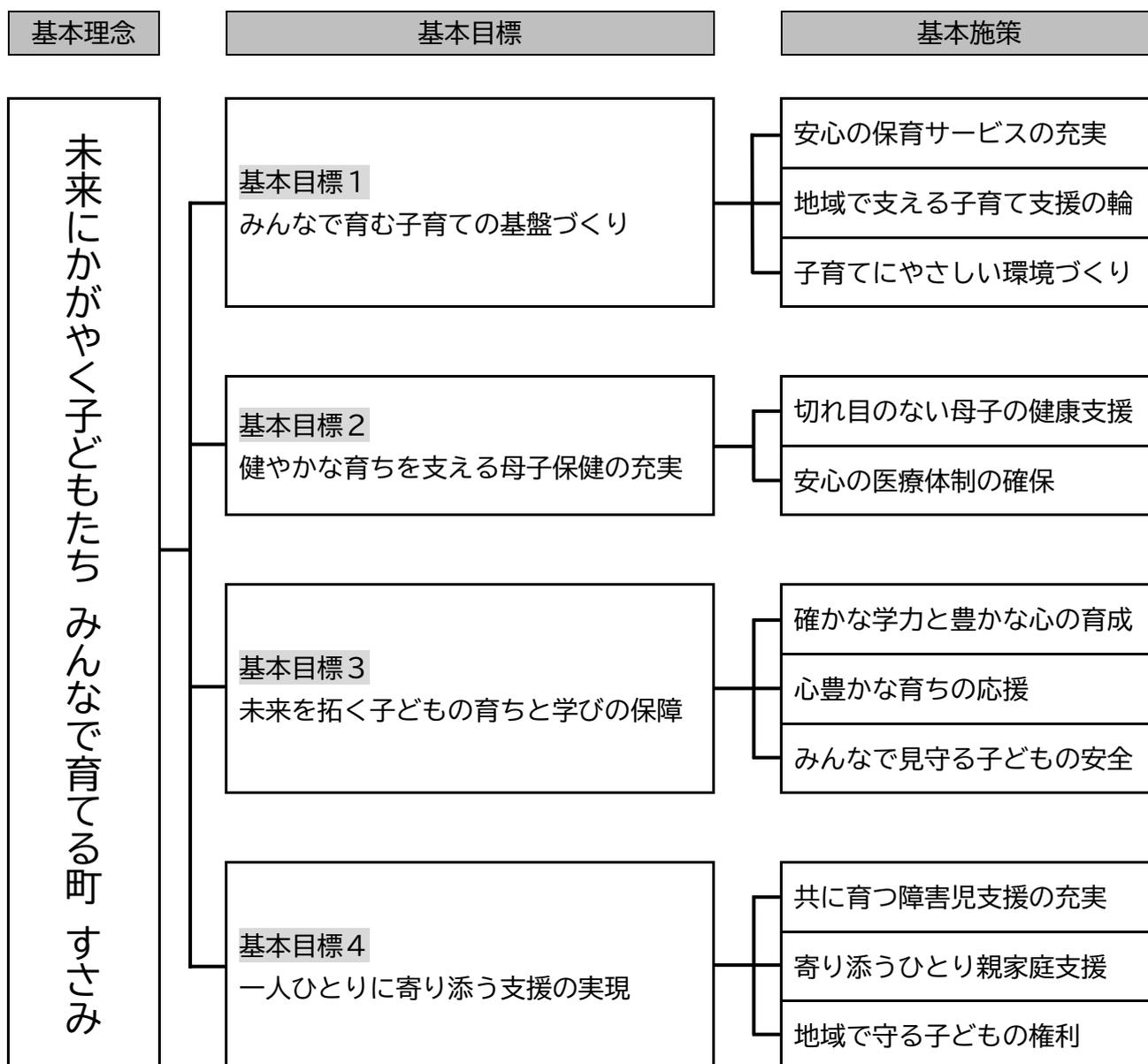
臨床心理士や作業療法士による専門的な療育支援の充実や障害児福祉サービスの提供体制の整備を図るとともに、基幹相談支援センターを中心とした教育機関との連携強化により、特別な支援を必要とする子どもたちの継続的な支援体制を構築します。

ひとり親家庭に対する児童扶養手当や医療費助成などの経済的支援の充実と、見守り支援員による相談体制の強化を図るとともに、地域の子育て関係機関との連携により、生活・就労・育児など総合的な支援を提供します。

また、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の早期発見・対応体制の整備や、民生委員・地域住民との連携による見守り活動の充実、育児不安を抱える妊産婦への訪問指導の強化など、子どもの権利を守るための支援体制を地域全体で構築します。

基本施策	<ul style="list-style-type: none">・ 共に育つ障害児支援の充実・ 寄り添うひとり親家庭支援・ 地域で守る子どもの権利
------	---

3 施策目標と施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 みんなで育む子育ての基盤づくり

基本施策1 安心の保育サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
保育を必要とする子どもの受け入れ体制の整備	児童数の減少傾向を踏まえつつ、保育ニーズの多様化に対応できる体制を整備します。特に、保育士の確保と定着支援を強化し、安定的な保育サービスを提供します。	保育所
多様化するニーズに合わせた保育サービスの充実	保護者の就労形態に合わせた一時預かり保育、土曜保育、休日保育を実施します。特に、緊急時や突発的なニーズへの対応を強化し、柔軟な保育体制を構築します。	保育所
緊急時に対応した保育サービスの充実	周参見保育所において緊急一時保育を実施し、受け入れ体制を強化します。保護者の疾病等による緊急時には、児童福祉施設等でのショートステイ事業を実施し、安心できる保育環境を提供します。	保育所 教育委員会 (教育総務課)
保育サービスの質の向上	保育士の研修機会を充実させ、専門性の向上を図ります。地域の関連団体との情報交換を活発化し、保育の質的向上に取り組みます。様々な専門職による発達相談等の相談支援体制を強化し、家庭と保育所の連携を促進します。	保育所 環境保健課
保育所の地域活動の推進	子どもの遊び場として降園後の園庭開放を実施します。地域行事等の開催場所としても提供し、地域に開かれた保育所運営を推進します。	保育所
保育料の軽減	保育料無償化に加え、給食費（主食費・副食費）の無償化など町独自の負担軽減を実施します。和歌山県の事業を活用し、第3子の保育料無料化を継続します。	保育所
保育所における幼児教育の充実	保育理念・目標に基づき、心の教育や知的発達を促す教育を実施します。「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識した保育環境を整備します。	保育所
保育所と小学校の連携・接続の推進	「すさみ町保小連携接続推進計画」に基づき、連携推進会議を開催します。保育所と小学校の円滑な接続により、子どもの育ちを支援します。	教育委員会 (教育総務課)

基本施策2 地域で支える子育て支援の輪

事業名	事業内容	担当課
育児サークル活動の充実	月2回の育児サークル活動を実施し、保健師や退職保育士の支援のもと、親子の交流を促進します。季節の遊びや専門職による講話、地域住民との交流を通じて、孤立しない育児環境づくりを推進します。	環境保健課
青空クラブ（学童保育）の推進	共働き世帯やひとり親家庭の利用希望に対応するため、指導員や補助指導員の確保を図ります。発達が気になる児童の受け入れについては、保健師と連携して適切な支援体制を整備します。	教育委員会 （社会教育課）
放課後子ども英語教室	外国語指導助手による英語学習機会を提供します。国際理解教育の一環として、異文化交流も促進します。	教育委員会 （社会教育課）
子ども支援室	放課後の学習指導により学力の定着・向上を図ります。退職教員による個別指導で基礎学力を強化します。	教育委員会 （社会教育課）
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て支援の提供会員と依頼会員のマッチングを行います。広域での相互支援体制を構築し、柔軟な支援を提供します。	教育委員会 （社会教育課）
子育て用品等貸与事業	妊婦ベルト、ベビーバス等の短期利用物品や発達段階に応じた玩具を無料貸し出します。特に発達支援に効果的な教材の充実を図ります。	環境保健課 教育委員会 （教育総務課）
学校施設の活用	学校のグラウンドや遊具を学童保育で活用します。放課後の居場所づくりを学校と協力して推進します。	教育委員会 （社会教育課）
親子の遊び場・交流の場の確保	住民交流センタープレイルームを平日開放し、主に未就園児とその保護者が安心して過ごせる場を提供します。多世代交流施設イコラでの自由な活動も支援します。	環境保健課
育児ボランティアの育成	民生委員や保育士と連携し、育児ボランティアを養成します。ファミリー・サポート・センターのサポート会員確保を推進します。	環境保健課 教育委員会 （教育総務課）
子育て教室の実施	親子のふれあい遊びや乳幼児との向き合い方、絵本の読み聞かせなど、子どもの成長に大切な要素を伝える機会を提供します。家庭教育の支援を通じて、育児の質の向上を図ります。	環境保健課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	施設等利用給付について、対象となる保護者に適切な情報提供を行い、円滑な給付実施に努めます。制度の周知と利用促進を図り、経済的負担の軽減を支援します。	教育委員会 （教育総務課）

事業名	事業内容	担当課
地域における子育て支援の充実	保育所、ファミリー・サポート、学童保育の充実を図り、地域での子育て支援を推進します。広報媒体を活用して各種支援の利用促進を図り、男女がともに地域とのつながりの中で心豊かに生活できる環境を整備します。	総務課 環境保健課

基本施策3 子育てにやさしい環境づくり

事業名	事業内容	担当課
子育て世帯向け住宅の整備・充実	子育て世帯向け住宅の良好な環境維持と屋外の除草・環境整備を実施します。定期的な維持管理により、若年層の転入促進と子育てしやすい住環境の整備を推進します。	総務課
交通安全教育の推進	町交通指導員会と連携し、通学時の安全指導や保育所での啓発活動を実施します。特に自転車の交通ルールについて、罰則強化を踏まえた啓発を強化します。	総務課
防犯灯の設置	通学路等を中心に、地域からの要請に基づき防犯灯の設置とLED化を推進します。災害時の夜間照明としても活用できるモデルの導入を検討します。	総務課
利用者の視点に立った公共施設等の整備	バリアフリー化を計画的に推進します。段差解消や手すり設置等、利便性を向上させます。	総務課 教育委員会 (教育総務課)
チャイルドシート、ジュニアシートの貸付	チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸し出し、正しい装着方法の指導を実施します。転入者や新規子育て世帯向けに制度の広報を強化します。	総務課

基本目標2 健やかな育ちを支える母子保健の充実

基本施策1 切れ目のない母子の健康支援

事業名	事業内容	担当課
妊産婦健診にかかる費用助成及び交通費支援	妊婦健診14回分及び産婦健診2回分の健診費用を助成します。通院にかかる交通費の支援も実施します。令和7年度より産婦健診の補助制度を新設し、経済的負担の軽減を図ります。	環境保健課
乳幼児健康診査と事後指導の充実	3か月児から5歳児までの各種健診を実施します。1か月児健診、新生児聴覚検査費用助成、3歳半児の屈折検査を新たに実施し、早期発見・支援を強化します。	環境保健課
プレママセミナー	妊娠・出産・産後の基礎知識習得と不安軽減を図ります。地域の妊婦同士の交流機会を提供し、孤立防止を図ります。	環境保健課
妊婦のための支援給付・妊産婦包括相談支援事業	母子手帳交付時に保健師による面接を実施し、妊婦の個別支援計画を作成します。産後うつの早期発見・対応を強化します。	環境保健課
母子手帳アプリの普及	母子手帳アプリによる子どもの成長記録や母子の健康管理を支援します。国の母子保健DXの全国展開に向けた動向を踏まえ、各種母子手帳アプリの機能等について検討を進めます。	環境保健課
不妊治療費助成事業	不妊治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。専門医による相談機会を提供し、心理的支援も実施します。	環境保健課
こんにちは赤ちゃん訪問・産後ケア事業	助産師・保健師による全戸訪問を実施し、保護者の育児状況や乳児の発育発達状況、母親の心身の状態を確認します。産後ケア事業の提供体制、回数、利用負担の補助等を拡充し、育児不安の軽減と養育支援を強化します。	環境保健課
ベビーマッサージ	助産師指導のもと、親子のふれあいによるコミュニケーションを支援します。参加しやすい実施時期を検討し、継続的な支援を行います。	環境保健課
母子相談の実施	妊娠期から幼児期までの母子を対象に、助産師・保健師による定期相談を実施します。子育ての悩みや不安の軽減を図り、必要な支援につなぎます。	環境保健課

事業名	事業内容	担当課
小児救急医療への対応	子ども救急相談ダイヤル、休日急患診療・夜間診療の情報を提供します。広域的な医療連携を強化し、緊急時の受け入れ体制を整備します。	環境保健課
各種専門職による相談の充実	言語聴覚士や専門機関と連携し、発達段階に応じた相談支援を提供します。他機関主催の相談事業とも連携し、子どもとその保護者が適切に利用できる支援体制を整備します。	環境保健課
母子保健推進員活動の充実	地域の母子保健推進員による訪問活動や健診サポートを実施します。研修を通じて支援力の向上を図ります。	環境保健課
小児の事故防止対策の推進	事故予防のパンフレット配布と救急講座を実施します。消防署と連携し、救命講習による実践的な事故対応力を強化します。	環境保健課
乳幼児期から始める生活習慣病予防対策の充実	各乳幼児健診時に栄養士や歯科衛生士による相談・指導を実施し、健康的な生活習慣の確立を支援します。保育所と連携した歯科衛生指導を強化し、特に3歳半健診以降のう歯予防対策を推進します。	環境保健課

基本施策2 安心の医療体制の確保

事業名	事業内容	担当課
子どもの医療サービスの充実	近隣市町の小児科医の紹介を行うとともに、町内医療機関での乳幼児予防接種体制の整備を推進します。かかりつけ医の普及や各種相談に応じた医療機関との連携を強化します。	環境保健課
子どもの医療費助成の充実	18歳以下の子どもの保険診療にかかる自己負担額を助成します。制度の周知と利用促進を図り、安心して医療を受けられる環境を整備します。	住民生活課
各種予防接種の実施	妊娠期から予防接種に関する情報提供を行い、出生後は適切な時期に接種できるよう通知を送付します。町内医療機関での接種体制を整備するとともに、町外の小児科医院とも連携し、乳幼児期の予防接種を円滑に実施します。随時の相談対応により、接種スケジュールの管理を支援します。	環境保健課

基本目標3 未来を拓く子どもの育ちと学びの保障

基本施策1 確かな学力と豊かな心の育成

事業名	事業内容	担当課
確かな学力の定着と活用力の育成	個別指導の充実により、基礎学力の定着を図ります。連続性のある教育で活用力を育成します。	教育委員会 (教育総務課)
豊かな心の醸成	地域行事やボランティア活動を通じて、社会性と道徳性を育みます。あいさつ運動で豊かな人間性を育成します。	教育委員会 (教育総務課・社会教育課)
子どもの健やかな体づくりの推進	ちびっこマラソン大会や町内駅伝大会の開催を通じて運動能力の向上を図ります。親子クラブ活動を支援し、少子化に対応した新たな競技の導入を検討します。	教育委員会 (教育総務課)
安全で開かれた学校づくりの推進	学校運営協議会を中心に、家庭・学校・地域の連携を強化します。開かれた学校運営を推進します。	教育委員会 (教育総務課・社会教育課)
高等学校通学等助成事業	本町に住む中学生、高校生が近隣市町の学校へ通学する際の定期代を全額助成します。通学費等の公費補助により、教育機会の確保と経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会 (教育総務課)
次代の親の育成	中学生の保育体験を実施し、命の大切さを学ぶ機会を提供します。	教育委員会 (教育総務課)

基本施策2 心豊かな育ちの応援

事業名	事業内容	担当課
食生活改善推進員による食への関心の醸成	健康的な食生活の普及・啓発を目的に食生活改善推進員を育成・支援します。小学生向けの調理実習や食育講話を実施し、食への関心と知識の向上を図ります。	環境保健課
給食を通じた食に関する指導の充実	給食や授業を通して、望ましい食習慣の定着、栄養、食事マナーを学ぶ機会を確保します。地産地消を推進し、食育の充実を図ります。	教育委員会 (教育総務課)
食に関する事業等の連携強化と連続性のある食育の実施	育児サークルでの郷土料理体験や小学校での栄養士による授業を実施します。サツマイモの栽培収穫など、地域と連携した体験型の食育を推進します。	環境保健課

事業名	事業内容	担当課
インターネット等の有害情報対策の推進	県こども支援課による情報モラル講座を活用し、インターネットやSNS、スマートフォン等の適切な利用を促進します。子どもと保護者への啓発を強化します。	教育委員会 (青少年センター)
地域における子どもの健全育成の推進	地域ぐるみで健全育成活動に取り組みます。保護者・教職員・住民の連携を強化します。	教育委員会 (教育総務課・青少年センター)
性教育の推進	小学5年生を対象に保健師・助産師による命の授業を実施します。赤ちゃんとのふれあい体験や生まれるという事の学びを通じて、命の大切さを学びます。	環境保健課
男女共同参画意識の啓発	家庭・職場・地域活動での男女共同参画を推進します。広報媒体を活用した啓発を強化します	総務課
読み聞かせ活動の推進	各小学校、保育所等で定期的な読み聞かせを実施します。ボランティアとの連携を強化し、子どもが本に親しむ機会を充実させます。	教育委員会 (社会教育課)
子どもの文化活動への支援	夏休み期間中の体験講座を充実させ、地域の人材を活用した多様な体験機会を提供します。文化活動を通じた創造性・社会性の育成を図ります。	教育委員会 (社会教育課)
われら中学生学校の実施	体験活動を通じて社会性、協同性、表現力を育成します。次世代を担う力を養成します。	教育委員会 (社会教育課)
異年齢間の交流促進	多世代交流施設での子ども向け行事を実施します。年齢を超えた交流で社会性を育みます。	教育委員会 (社会教育課)
地域交流・世代間交流の推進	多世代交流施設を活用し、環境学習や地域行事への参加機会を提供します。子どもの自主的な活動を支援し、地域との結びつきを強化します。	教育委員会 (社会教育課)
ブックスタート事業	3～4か月児健診時に絵本を配布し、読み聞かせの効果と楽しさを説明します。母子相談や育児サークルでも読み聞かせの利点を伝え、親子の心のふれあいを促進します。	環境保健課
心のケアに関する相談体制の整備	スクールカウンセラー等を配置し、思春期の心の悩みに対応します。相談体制を充実させます。	教育委員会 (教育総務課)
地域の人材の活用・育成	民生委員と連携し、母子保健推進委員等のネットワークを構築します。子育て支援人材を育成します。	教育委員会 (教育総務課)
地域社会全体の子育て意識の向上	子育てに関する情報発信を強化します。地域全体での子育て支援の必要性を啓発します。	総務課

事業名	事業内容	担当課
子どもの権利条約の普及・啓発	保育所・学校での人権教室を実施し、子どもの権利を周知します。普及・啓発活動を強化します。	総務課
子どもの人権に関する意識の啓発	人権啓発活動を通じ住民の意識向上を図ります。人権講演等で幅広い年代への啓発を実施します。	総務課
子どもの人権に関する教育	学校、保育所において人権の尊重、男女平等などの視点で教育を実施します。人権教室の開催や人権の花運動での協働体験を通じて、思いやりの心と協力の大切さを育みます。	総務課

基本施策3 みんなで見守る子どもの安全

事業名	事業内容	担当課
地域安全情報の提供と共有	青少年センター職員が確認した子どもに関する犯罪発生状況や危険箇所の情報を、保護者、教職員、民生委員等と共有します。関係者間の連絡体制を整備します。	教育委員会 (青少年センター)
「きしゅう君の家」の拡充	子どもの緊急避難所の設置を拡大します。地域の協力体制を強化し、安全確保を図ります。	教育委員会 (教育総務課)
防犯パトロール活動の実施	自治会、民生委員、学校、青少年センター等と連携し、保育所・学校周辺の防犯パトロールを強化します。地域ぐるみの見守り活動を推進します。	教育委員会 (青少年センター)
防犯教育の充実	地域や関係機関と連携し、防犯訓練を開催します。広報等で防犯意識の向上を図り、地域ぐるみの見守り体制を強化します。	教育委員会 (青少年センター)
小中学生に対する意識の啓発	飲酒・喫煙・薬物防止の講座を開催します。健全育成を支援し、相談体制を充実させます。	教育委員会 (教育総務課、 青少年センター)
保護者に対する意識の啓発	飲酒・喫煙の心身への影響について、20歳を迎えた新成人や保護者への啓発を強化します。広報誌やコミュニティチャンネル等で正しい知識を普及します。	教育委員会 (教育総務課、 青少年センター)
地域ぐるみの問題行動への対応	通学路パトロール、声かけ運動、夏休みの夜間パトロールを実施します。すさみ町青少年育成町民会議や白浜警察署と連携し、地域の協力による見守り活動を強化します。	教育委員会 (青少年センター)

基本目標4 一人ひとりに寄り添う支援の実現

基本施策1 共に育つ障害児支援の充実

事業名	事業内容	担当課
療育支援の充実	臨床心理士による発達相談や作業療法士による作業療法を実施し、早期に専門医療につなげます。保育士や学校教諭の相談機会も設け、家庭・保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と連携し、子ども一人ひとりの特性に応じた継続的支援を提供します。	環境保健課
障害児福祉サービスの実施	西牟婁圏域内の事業所と連携し、ホームヘルプ、放課後等デイサービスなどを提供します。基幹相談支援センターを中心に教育機関との連携を強化し、研修会や相談会を通じて切れ目のない支援体制を構築します。	住民生活課
特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実	就学相談・相談体制を充実させ、各種健診を通じて相談事業を周知します。保・小・中の連携を強化し、情報交換や研修機会を充実させます。	環境保健課 教育委員会 (教育総務課)
各種手当や制度の周知	手帳取得時や相談時に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の給付制度を案内します。保健師と連携し、重度心身障害児者医療費助成制度等の利用を促進します。	住民生活課
障害者福祉医療の充実	障害児の健康維持・増進のため、育成医療・重度心身障害者医療等の支援を継続的に実施します。個別のニーズに応じた医療支援を提供します。	住民生活課
難聴児補聴器購入費の助成	障害者手帳対象外の難聴児の補聴器購入費を助成し、早期療育を支援します。	住民生活課
保育施設や学校における受け入れ体制の充実	加配職員を配置し、障害児の円滑な施設利用を支援します。職員研修を充実させ、支援の質を向上させます。	教育委員会 (教育総務課・ 社会教育課)

基本施策2 寄り添うひとり親家庭支援

事業名	事業内容	担当課
経済的援助の推進	児童扶養手当や福祉資金貸付制度を周知します。各種支援制度の利用を促進します。	住民生活課
地域での見守り活動の推進	民生委員を中心に地域・学校・行政が連携し見守り活動を実施します。手続き時等に就労や子どもの進学についての相談に応じ、支援ニーズの把握と適切な支援につなげます。	住民生活課
ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の医療費を助成し、健康維持を支援します。制度の周知を強化します。	住民生活課
地域の子育て関係機関の連携・協力	保育所、学校等の関係機関でノウハウを共有し、情報交換を促進します。地域全体の支援体制を強化します。	教育委員会 (教育総務課・社会教育課)
相談体制の充実	総合的な相談窓口を設置し、生活・就労・育児等の支援を提供します。適時の聞き取りを行い、奨学金等の制度案内など、関係機関と連携した切れ目のない支援体制を構築します。	住民生活課
わかやまひとり親家庭アシスト事業	児童扶養手当受給者を対象に見守り支援員による相談を実施し、利用可能な支援制度を紹介します。養育サービス利用料の補助を行い、生活支援を強化します。	住民生活課

基本施策3 地域で守る子どもの権利

事業名	事業内容	担当課
児童虐待に関する啓発活動の推進	参加型の虐待予防研修会を実施し、正しい理解と対応力を強化します。	教育委員会 (教育総務課)
児童虐待防止体制の整備	要保護児童対策地域協議会を中心に早期発見・対応を図ります。関係機関との連携を強化します。	教育委員会 (教育総務課)
地域に根ざした見守り活動の充実	民生委員、地域住民と連携し、見守り活動を実施します。広報誌やケーブルテレビ等を活用して虐待通報先の周知・啓発を強化します。	教育委員会 (教育総務課)
訪問指導・相談事業の充実	育児不安を抱える妊産婦への訪問指導を実施し、心の健康や育児不安の軽減・解消を図ります。保健師との連携により、虐待予防の観点からの支援を強化します。	教育委員会 (教育総務課)
ショートステイの実施	虐待被害児童の一時保護・養育を行います。児童を保護できる体制を整備します。	教育委員会 (教育総務課)

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を1区域に設定します。

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

本町に居住する子どもについて、「現在の保育所等の利用状況」に「利用希望」を踏まえて、以下の区分で設定します。

保育の必要性の認定区分

年齢	概要
3～5歳	幼児期の教育 (子ども子育て支援法 19 条 1 項 1 号に該当：教育標準時間認定)
3～5歳	保育の必要性あり (子ども子育て支援法 19 条 1 項 2 号に該当：満3歳以上・保育認定)
0～2歳	保育の必要性あり (子ども子育て支援法 19 条 1 項 3 号に該当：満3歳未満・保育認定)

① 1号認定

本町には幼稚園が無いため、量の見込みとしては見込みません。

ただし、町外での幼稚園の入園を希望する際に円滑に入園できるよう、必要な情報提供と当該幼稚園との連携強化を図ります。

◆ 1号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

② 2号認定

過去の利用実績から約97%の高い利用率で推移しており、今後も同程度の利用が見込まれます。

令和7年度から令和11年度までの対象年齢人口は35～44人と予測されており、この需要に対応するため、保育所での受入体制を維持します。

令和7年度途中からは、受入体制が3～5歳児の各年齢で20名の定員となります。地域の保育ニーズに応じていきます。

◆ 2号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	38	43	36	38	34
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	22	17	24	22	26

③ 3号認定

0歳児の利用率は約36～40%で推移しており、令和7年度途中からは定員を拡張して9名の受入体制とすることで、今後の需要に十分対応できる見込みです。

◆ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	9	9	9	9
過不足（②-①）	0	5	5	5	5

1歳児は利用率の変動が大きいものの、令和7年度途中から定員を15名に拡張することで、需要増加時にも柔軟に対応します。

◆ 3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	8	8	8	8
②確保方策	9	15	15	15	15
過不足（②-①）	0	7	7	7	7

2歳児は90%以上の高い利用率が続くと予測されますが、15名の定員を維持することで、安定した受入が可能です。

◆ 3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13	12	11	10	11
②確保方策	15	15	15	15	15
過不足（②-①）	2	3	4	5	4

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 量の見込み及び提供体制の確保内容

①時間外保育事業（延長保育）

地域子ども・子育て支援事業に規定される時間外保育事業は、本町では実施しておりませんが、本町独自の時間外保育事業を継続して実施し、利用を希望する方が円滑に利用することができるよう、現在の提供体制を維持していきます。

②放課後児童健全育成事業（学童保育）

定員 30 名で学童保育を運営しています。過去の利用実績をみると、令和2年度から令和5年度まで26人から30人の利用があり、今後も一定の需要が継続すると予測されます。特に低学年（1～3年生）の利用ニーズが高く、安定した提供体制の維持が重要です。

また、近年では高学年児童（特に4年生）の利用も一定数みられることから、高学年のニーズも考慮した運営を行います。推計では令和7年度以降も総利用児童数は定員内に収まる見込みですが、学年ごとの利用状況にばらつきがあるため、柔軟な運用を行います。

また、支援員の確保に努めるとともに、障害児に対して適切な対応が取れるよう研修等を充実させることで、支援員や支援補助員の資質向上を図ります。

◆放課後児童健全育成事業（学童保育）の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	10	5	11	7	8
	2年生	8	9	5	11	6
	3年生	5	5	6	3	7
	4年生	3	3	3	3	2
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	27	23	26	25	24
②確保方策		30	30	30	30	30
過不足（②-①）		3	7	4	5	6

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業では利用実績はありませんでしたが、支援の必要な家庭等の状況を的確に把握し、必要に応じて提供体制の確保を図ります。

◆子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	5	5	5	5	5
過不足（②-①）	5	5	5	5	5

④地域子育て支援拠点事業（育児サークル等）

育児サークルや母子相談業務等を通じて、子どもとその保護者が気軽に参加でき、身近な場所で支援を受けられる環境づくりを継続して推進します。これまでの利用実績を踏まえつつ、地域のニーズに合わせた適切な提供体制を維持します。

◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

保護者のさまざまな事情により子どもを一時的に養育できない場合に対応するため、引き続き保育所等との連携を強化します。これまでの利用実績を考慮しながら、地域の実情に合わせた適切な提供体制を確保します。

◆一時預かり事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	5	5	5
②確保方策	6	6	5	5	5
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

⑥病児保育事業

利用を希望する方が円滑に利用することができるよう、現在の提供体制を維持していきます。

◆病児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	38	38	38	38	38
過不足(②-①)	38	38	38	38	38

⑦ファミリー・サポート・センター事業

田辺市におけるファミリー・サポート・センターを広域利用することで、引き続き事業を展開していきます。事業の周知活動を強化するとともに、援助会員の確保・育成に積極的に取り組み、支援が必要な世帯の子育て負担の軽減に努めます。

なお、これまで就学児の利用実績がなかったため、本計画では未就学児の利用見込みに基づいた数値を設定しています。

◆ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

未就学児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13	14	12	13	12
②確保方策	13	14	12	13	12
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑧利用者支援事業

子育て世代包括支援センターや各相談窓口において、相談業務と併せて必要なサービスの案内や関係機関へつないでいきます。

⑨妊婦健診事業

妊婦が安心して妊娠・出産できるよう、公費による健診費の助成を行い、受診率の向上を図ります。

◆妊婦健診事業の量の見込みと確保方策（実人数）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11	11	11	11	10
②確保方策	11	11	11	11	10
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

すべての新生児を訪問することを目指して母子家庭推進員との連携を強化し、事業を実施します。また、里帰り出産等で訪問できなかった乳幼児に対しては、幼児期の訪問を行うことで、すべての乳幼児の訪問を実施します。

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11	11	11	11	10
②確保方策	11	11	11	11	10
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業

こんにちは赤ちゃん事業等を通して養育支援が必要と判断された家庭に対して、適切な支援を行います。

◆養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	2	2	2	2	2
過不足（②-①）	1	1	1	1	1

⑫子育て世帯訪問支援事業

家庭が抱える不安や悩みへの対応、家事・子育て等の支援は、虐待リスクの予防と子どもの健全な発達環境の確保に重要です。子育て世帯訪問支援事業を独立した形で実施することは現時点では難しいですが、既存の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、保健師による家庭訪問などを活用し、支援を必要とする家庭への適切な対応を行っていきます。

⑬児童育成支援拠点事業

本町では、養育環境に課題を抱える子どもたちや居場所を必要とする子どもたちへの支援を重要課題と認識しています。現時点では児童育成支援拠点事業として新規に実施することは難しい状況ですが、学童保育事業や地域子育て支援拠点事業など既存の子育て支援事業を通じて、支援を必要とする子どもたちの早期発見と適切な対応に努めていきます。

⑭親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者への支援は、子どもの健やかな成長のために不可欠です。親子関係形成支援事業を新規に立ち上げることは現状では難しいものの、既存の乳幼児健診や地域子育て支援拠点事業、母子保健事業などを通じて、親子関係に関する課題の早期発見と適切な支援を行っていきます。

⑮妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供するため、保健師を中心とした相談体制を構築します。妊娠届出時、出産後等の各段階で適切な支援が行えるよう関係機関との連携を強化し、特に支援が必要な家庭には保健師や助産師などの専門職員と連携して、必要な支援ができる体制を整備します。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、支援者の専門性向上に取り組み、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

◆妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の 見 込 み	合計	42	42	42	42	39
	出産届出時	12	12	12	12	11
	妊娠期	18	18	18	18	17
	産後	12	12	12	12	11
② 確 保 方 策	合計	42	42	42	42	39
	出産届出時	12	12	12	12	11
	妊娠期	18	18	18	18	17
	産後	12	12	12	12	11
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

⑩乳児等通園支援事業

保護者の育児サポートと乳幼児の健やかな発達を支援するため、乳児等通園制度の実施について検討します。アンケート調査結果から、特に1歳児の利用ニーズが高いことを踏まえ、必要な受入体制の整備を進めます。地域の子育て支援の充実を図り、子育て世帯が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

◆乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人

月間利用時間/定員		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(時間)			60時間/月	60時間/月	60時間/月	60時間/月
必要受入 時間	0歳		0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	1歳		60時間/月	60時間/月	60時間/月	60時間/月
	2歳		0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
①量の見込み(定員※)			0	1	1	1
必要定員数	0歳		0	0	0	0
	1歳		1	1	1	1
	2歳		0	0	0	0
②確保の内容(定員)			1	1	1	1
差 (②-①)			0	0	0	0

※必要定員数は、定員1人1月あたりの受入可能時間を176時間(8時間×22日)と設定することを基本とし、必要受入時間を受入可能時間で除することで算出します。

⑪産後ケア事業

出産後の母子の心身のケアや育児サポートを行うため、令和5年度から訪問型を、令和6年度から通所型、宿泊型の産後ケアを実施しています。専門職による支援体制の充実を図り、産後の母子が安心して過ごせるよう支援します。

◆産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	6
②確保方策	7	7	7	7	6
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑱実費徴収にかかる補足給付を行う事業

教育・保育の質の向上のため、特定教育・保育施設等における実費徴収について、低所得世帯等の経済的負担を軽減する補足給付について検討します。保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用等の一部について、必要に応じた支援体制の構築を目指します。

⑲多様な主体の参入促進事業

教育・保育の質の維持・向上を図りながら、多様な事業者から参入意向に応じ、関係機関と連携して適切に対応します。特に特別な支援が必要な子どもを受け入れる施設に対しては、必要な支援を行い、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

第6章 計画の推進

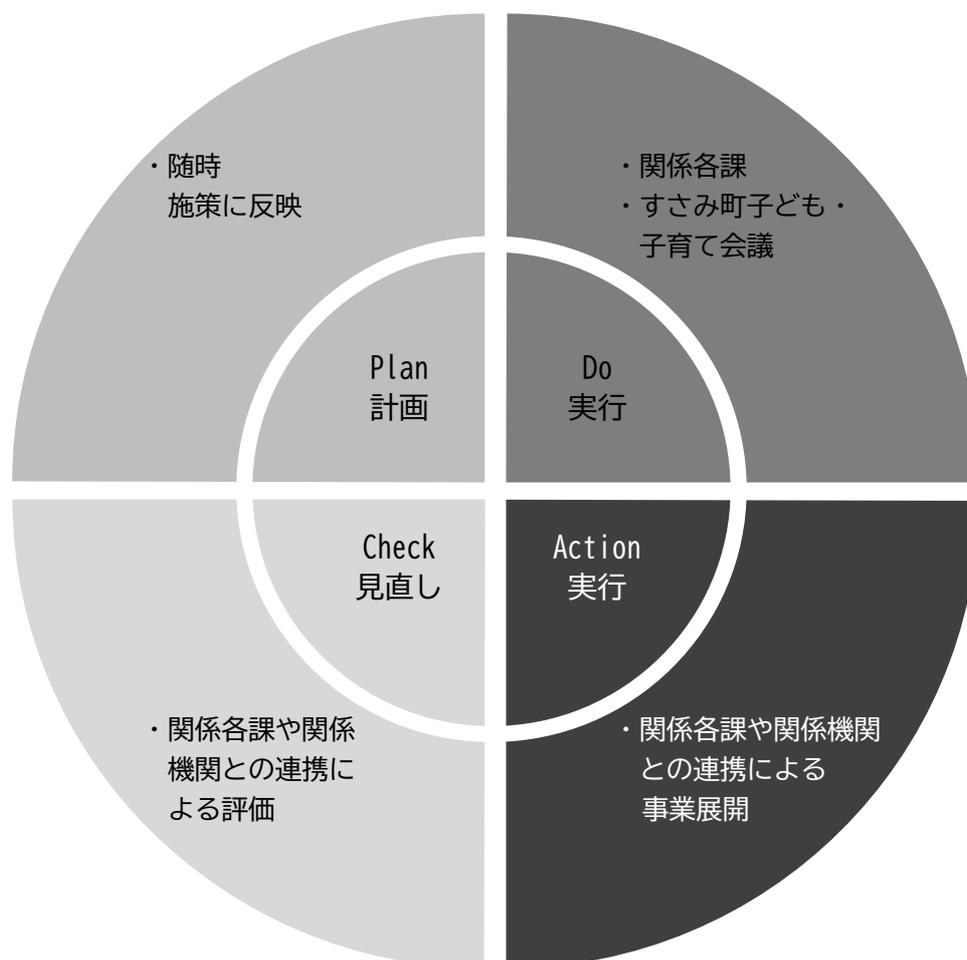
1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたり、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組みます。また、保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携を図り、多様な意見を取り入れながら取り組むとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応し、事業内容に適切に反映させます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況について、定期的に点検・評価を行うことが重要です。

子ども・子育て支援の推進には、柔軟で総合的な取組が求められるため、利用者の視点に立って事業を推進し、年度ごとに点検及び評価を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて施策の改善を行います。



第3期すさみ町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行・編集：すさみ町教育委員会

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4120-1
TEL：0739-55-2146 FAX：0739-55-4590